



県測協 HIROSHIMA

2015年度

## 目次

<b>挨拶</b>	
(1) 荒谷会長 .....	1
(2) 平口顧問 .....	2
(3) 山木顧問 .....	3
(4) 狭戸尾顧問 .....	4
(5) 野田中国地方整備局企画部長 .....	5
(6) 山後国土地理院中国地方測量部長 .....	6
(7) 児玉土木建築局長 .....	7
<b>特別寄稿</b>	
(1) 広島大学 大学院海堀教授 .....	8
(2) 国土地理院中国地方測量部 高橋次長 .....	13
(3) 広島県土木建築局 石井都市計画課長 .....	15
<b>合格奮闘記・体験記</b>	
(1) (株)荒谷建設コンサルタント .....	17
(2) 復建調査設計(株) .....	18
(3) 復建調査設計(株) .....	19
<b>協会活動状況(平成27年度)</b>	
(1) 総会 .....	20
(2) 理事会 .....	21
(3) 委員会 .....	24
<b>講習会&amp;研修事業</b>	
講習会・研修会開催状況 .....	32
<b>中国地区協議会の活動</b>	
中国地方整備局企画部との意見交換会 .....	34
第20回中国地区測量技術講演会 .....	35
第3回中国地区協議会技術発表会 .....	36
<b>会員企業紹介</b>	
(1) (株)タマルコンサルタント .....	37
(2) (株)陸地コンサルタント .....	39
<b>賛助会員企業紹介</b>	
(株)トリンプルパートナーズ中国 .....	40
<b>社長&amp;スタッフ投稿記事</b>	
(株)日野原富士コンサルタント .....	41
日刊建設工業新聞投稿記事(時代を担う) .....	44
<b>関係機関との意見交換会概要</b>	
(1) 県(本庁) .....	50
(2) 県(出先機関) .....	59
(3) 国(出先機関) .....	64
(4) 中国地方整備局 .....	67
<b>参考資料</b>	
測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について .....	74
<b>会員名簿等</b>	
(1) 組織図 .....	81
(2) 定款 .....	82
(3) 役員名簿 .....	92
(4) 委員会構成 .....	93
(5) 会員名簿 .....	94
(6) 賛助会員名簿 .....	95
<b>事務局だより</b> .....	96
<b>編集後記</b> .....	97



## ご 挨拶

(一社) 広島県測量設計業協会  
会長 荒谷 壽一

新しい年が明け、早いもので1か月が過ぎ去りました。今年の「申（さる）」はどんな年になるのか不安もありますが、希望が大きいのは私だけではないと思います。

さて、平素は（一社）広島県測量設計業協会に対しまして、何かと御支援御協力を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

今年も補正予算という名目で3兆3,200億円もの予算が生まれ、その内、公共事業としては国交省関係に3,880億円が措置されるようです。中身としては、防災・減災対策、構造物の老朽化対策等となっていますが、国土強靱化に向けてインフラ整備を行うには少ない予算だと思います。毎年少しずつ本予算を上積みすることで、国民の安全・安心、生命、財産を守り続けていくことができるということを言い続けなければなりません。今国会に上程されている平成28年度当初予算も対前年度比で微増と、不満足な予算となりそうです。

そして、何といたってもストック効果の考え方を国民にしっかり理解して頂くことが重要と思っております。インフラ整備を行うことにより、長期的に国民生活の向上、また国の経済再生にどれだけプラスになるのか、このことが今まで数字として表に出ていません。国民に対しては社会資本整備の一部分を取り上げるだけで余りに行き届いていなかったともいえます。未だに公共事業というだけでアレルギーを感じている方も多いと思います。

豪雨・豪雪、地震、台風等は今後どこで発生しても不思議ではなく、想定外が当たり前になってきました。であればなおさら、安全と安心のための公共事業費は今後、益々必要不可欠な予算であると考えます。

中国地方には新規プロジェクトは殆ど無くなってきました。従って、投資を行ってきた構造物の長寿命化を図ることで効率のいい予算の使い方を選択する時期に来ています。

そして今後最大の問題は人口減であります。いかに若い人を確保し、そして育成するか、このことが建設業・関連業にとって避けて通れない課題になってきています。建設業に対する若い人へのPRを今まで以上に真剣に考えていかねばなりません。人手不足という状況の中で、利益をどの様に確保していくかは、教育と共に情報化、機械化を進めることで生産性を向上させることだと思います。今後、維持管理、メンテナンス等の業務の増加に対し、企業としての対応力を強化するための投資を行う必要があります。

我々の仕事はどの業種よりも社会貢献度が高い業務であり、国民の安心と安全を担うという自負を持ち、国土強靱化に向けて努力する一年に致しましょう。

皆様の御理解、御協力をよろしく申し上げます。



## 新年のごあいさつ

(一社) 広島県測量設計業協会  
顧問  
環境副大臣 衆議院議員 平 口 洋

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人広島県測量設計業協会の皆様には、お元気で平成28年の初春をお迎えになられたことと心よりお慶び申し上げます。今年は申（さる）の年です。猿のように元気で活発な年としたいと思います。皆様には平素より、測量業、設計業を通して色々とお世話になっており、本紙を借りまして、厚く御礼申し上げます。また、皆様には土地の調査と土木建築物の設計を通して、国土強靱化と国民経済の発展に大きく寄与しておられ、深く敬意を表します。

去年も災害の多い年でした。中でも9月9日から11日にかけて関東・東北地方を襲った豪雨は、24時間雨量が300mm以上に達し、24万人に避難指示が、315万人に避難勧告が出されました。死者8名、負傷者79名、家屋の全壊75棟、半壊3,851棟、床上浸水7,716棟、床下浸水1万3,261棟という膨大な被害となりました。特に鬼怒川の堤防の決壊により、多数の家屋が浸水しました。

また、一昨年8月20日広島市安佐北区と安佐南区を襲った集中豪雨は、復旧・復興活動が本格化していますが、なお、その傷跡は絶えていません。

こうした中、測量設計業の皆様にはその持てる力を十分に発揮し、地域の復旧・復興の原動力になっていることに対し深く感謝申し上げます。

今後は、発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震、国土強靱化基本計画などを視野に入れ、十分な役割を果たして頂きたいと思います。

当面、測量技術者の日額人件費の上昇改定や若手技術者の確保などの課題に適切に対処していかなければなりません。

社会のあらゆる要望に対応できる体制づくりを心掛け、国民生活の安全・安心に寄与することが測量設計業協会の役割です。今後も、国土強靱化基本法のもとで地域の特性に応じた具体的施策として地域計画を策定し実行することとなっております。

貴協会の益々の発展を祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のごあいさつ

(一社) 広島県測量設計業協会  
顧問  
広島県議会議員 山 木 靖 雄

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人広島県測量設計業協会の会員の皆様には、お元気で健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は地方統一選挙において8回目の当選の栄に浴することができ、皆様方の御支援に心から感謝いたしております。

自民党の仲間30名で「自民党広島県議会議員連盟（自民議連）」という会派を結成し、県政において湯崎知事と協調しながら、運営の中心に位置し車の両輪のごとく議会活動を行っております。

1月4日の安倍総理の年頭所感の記者会見をテレビで見えておりました。「木を植える政治家になりたい」との安倍総理の言葉にびっくり致しました。聞いていると、徳川幕府8代将軍吉宗公が桜の苗木を植えたエピソードを引用されたものでした。「300年前の丙申の年に8代将軍となった吉宗は、江戸の各地に桜の苗木を植え『将来花が咲けば貧しい村々に人が集まり豊になる』という信念の下、未来への投資を行った。私も日本の将来を見据えながら一億総活躍の苗木を植える挑戦をスタートしたい。『一億総活躍元年』の幕開けだ」と述べられました。将来を見据えた人材を育てることを「木を植える政治家」と例えられたが、私も是非そうありたいと思いました。

「一億総活躍社会」の実現に向けた国の施策に、広島県も動き始めました。「イノベーションの創出」や「子育て支援」「女性の活躍促進」など人口減少を克服し成長力の確保を目指す広島県の「地方創生」施策と一致しています。広島県は昨年「中期財政運営方針の見直し案」を作成し「ひろしま未来チャレンジビジョン」の改定を行いました。今後はこの内容に沿って地方創生施策を進めていくでしょう。

建設業関連業等は、次代の業界を支える優秀な人材の確保が難しくなっているようです。また、公共施設のメンテナンス業務に従事する人材の確保が官民共通の課題となっていると聞いております。大規模災害における官民協力体制の構築も急がれます。「災害支援協力協定」の締結により安全で安心して暮らせる社会の実現に向け努力していきましょう。

最後になりましたが、社会情勢の変化に対応し大きく飛躍されますよう祈念して、新年の御挨拶といたします。

今年も引き続き宜しくお願い申し上げます。



## 新年のごあいさつ

(一社) 広島県測量設計業協会  
顧問  
広島県議会議員 狭戸尾 浩

(一社) 広島県測量設計業協会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、心新たに、何事にも挑戦し一步一步前に進むことを誓うとともに、お健やかに新春を迎えられましたこと心よりお喜び申し上げます。

昨年は地方創生に始まり、各地方自治体独自の特徴を活かした「まち・ひと・しごと」を創生する取り組みを進めるとともに、実現に向けた総合戦略を策定した一年であったと思います。

地方創生の実現には国・県が市町と一体となって取り組んでいくことが重要であり、わたくし達も行政に委ねるのではなく全力を挙げて産業振興・雇用創出に取り組む必要があります。

また公職選挙法が改正され、18歳以上の人に選挙権が与えられることになり、今年の夏に予定されている参議院選挙から投票できるようになります。これを機会に一人でも多くの若者が政治に関心を持って欲しいと願っています。

全国に目を向けますと、各地で依然として多くの自然災害が発生しており、広島県でも一昨年の8月に広島市の北部に土石流災害が発生し、甚大な被害がもたらされました。現在、復旧・復興に向けた事業が着々と進められており、協会会員の皆様には現地調査等の業務にご尽力頂き深く感謝しております。

広島県民の安全で安心できる生活を守るため、引き続き土砂災害危険区域指定調査事業が円滑に実施できるようご協力をお願い致します。

世界の情勢に目を向けてみますと中国経済が減速に転じるとともに、中東情勢の混乱やテロ脅威の増大等課題は山積しておりますが、2016年の干支は「丙申（ひのえさる）」です。何事にも積極的に取り組んでいくべき年だと言われております。また今までの努力が形となって表れてくる年だとも言われております。今年が皆様にとって新たな発見の年になるものと期待しております。

最後に、協会の更なるご発展と皆様のご健勝・ご活躍を心よりお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。今年も引き続き宜しくお願い申し上げます。



## 平成 28 年 年頭所感

国土交通省 中国地方整備局  
企画部長 野田 勝

明けましておめでとうございます。

新年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

一般社団法人広島県測量設計業協会の皆様方におかれましては、平素から国土交通行政に対しまして格段のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、9月の大雨により、関東・東北地方で堤防が決壊するなど大きな被害が発生しました。中国地方整備局でもTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、排水作業などに迅速に対応しました。

近年は、広島土砂災害をはじめ甚大な災害が頻発し、全国の地方整備局からのTEC-FORCE派遣など、全力で被災地の支援を行っているところですが、災害対応や被災地の早期復旧には建設業が大きな役割を担っており、地域からの期待も大きいことを再認識したところです。

中国地方整備局では、昨年8月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）を踏まえ、「中国圏広域地方計画」の見直しを進めています。新たな計画では、対流促進、産業・観光振興、中山間対策、災害対策からなる「4つの将来像」を掲げ、重層的なコンパクト＋ネットワークにより、これらの実現を目指すこととしております。

また、昨年9月に社会資本整備重点計画の第4次計画（全国計画）が閣議決定されたことから「中国ブロックにおける社会資本整備重点計画」の策定に向けて取り組みます。

また、いわゆる「担い手3法」の改正に伴い、昨年4月より発注者共通の運用指針を運用しているところです。

これを受け、中国ブロック発注者協議会において、積算基準等の運用、歩切の撤廃、適正な工期設定など10項目の目標を設定し、昨年9月に公表しています。

将来の担い手の育成・確保の観点からは、若者や女性の活躍が不可欠であり、女性技術者の登用を促す試行工事や男女を問わず育児休業を取得しやすい環境整備をねらいとした入札契約手続きなどに取り組んでいます。

また、建設現場の生産を高める「i-Construction（アイ・コンストラクション）」にも積極的に取り組んでいきます。具体的には、ICT技術の全面的な活用、企画の標準化、施工時期の平準化などに取り組みます。

将来にわたって社会資本整備の品質を確保していくためには、建設業界と私ども発注機関が、良きパートナーとして手を携え、その役割を担っていく必要があると考えています。

本年も引き続き更なるご理解とご協力をお願いいたします。



## ごあいさつ

国土交通省 国土地理院  
中国地方測量部長 山後 公二

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人広島県測量設計業協会が、広島県内の測量業の健全な育成発展のために多大な貢献をなされていることに対し、心から敬意を表します。また、会員の皆様には、昨年中、国土地理院の測量行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この場を借りて、国土地理院で注力している「技術・広報・教育」、頭文字をとって「GKK」と称している取り組みを紹介したいと思います。

まず、「技術」は、あらゆる活動の基盤となるものであり、奉仕者であります。常に技術発展をキャッチし、古い技術と新しい技術を融合化し高い技術力へと昇華させ、様々な事業に展開させてきた努力の結果と言えます。例えば、最近注目を集めている無人飛行機（UAV）の公共測量への適用や、宇宙測地技術の一つである干渉 SAR 技術を用いた地盤・地殻変動監視などは、更なる検討、環境整備がなされることにより、社会への実装技術として大きな期待があるものです。

次に「広報」についてですが、国土を測る、描くことは、経済活動・生活の最上流にあたり、地図の精度や信頼度が下流の仕事の品質や発展性を決めることになります。その役割をしっかりと国民に伝えるためには、地図や測量の社会的意義や生活との関わりをわかりやすく丁寧に説明する広報活動が重要です。また、このことは、測量業界の新たな担い手となる若者や女性が活躍できる魅力ある場を伝える重要な活動になります。

そして広報活動と車の両輪をなす「教育」は、地図と測量の本当の意味を伝えるだけでなく、地理的な見方や考えを身につけることにより、社会の変化や世界の動きを見通す力を養うとともに、自らの命や生活を守る行動に直結する取り組みとなります。

命を守ることに関連しては、中国地方測量部は昨年 4 月に災害対策基本法に基づく指定地方行政機関となりました。今後一層、皆様と一緒に、「GKK」をベースに、国づくり、地域づくり、人づくりに奉仕し、国民の安全・安心の確保、よりよい暮らしづくりに向けて取り組みたいと考えております。

最後に、新年を迎え、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方にとって明るい一年になりますことを心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



2016 年の幕開け





## 新年のごあいさつ

広島県土木建築局長 児玉 好史

新年明けましておめでとうございます。

平成 28 年の年頭にあたり、謹んでお慶び申し上げます。

一般社団法人広島県測量設計業協会並びに会員の皆様には、平素から広島県の土木建築行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、昨年、国が打ち出す地方創生の政策や社会経済環境の変化等を踏まえ、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」を改定し、新たに、「仕事にチャレンジ！暮らしをエンジョイ！活気あふれる広島県～仕事も暮らしも。欲張りなライフスタイルの実現を～」を目指す姿として設定し、仕事も、暮らしも、どちらもあきらめない、欲張りなライフスタイルを応援していくこととしました。

この「ひろしま未来チャレンジビジョン」の改定を踏まえて、平成 23 年に策定した県の社会資本整備の基本方針である「社会資本未来プラン」についても、これまでの取組成果や課題等を踏まえ、平成 28 年 3 月を目途に見直しを進めているところです。

これまでの「社会資本未来プラン」に基づく取組みでは、策定時に展望した 10 年後の社会資本のあるべき姿をもとに、「社会資本整備の優先順位」を設定し、「広域的な交流・連携基盤の強化」や「集客・交流機能の強化とブランド力向上」などの取組みを、5 年間の短期集中戦略として重点的に進めてまいりました。

こうした取組みの結果、平成 27 年 3 月には東広島・呉自動車道、中国横断自動車道尾道松江線（愛称：中国やまなみ街道）が全線開通し、井桁状の高速道路ネットワークが完成いたしました。さらに同年 8 月には、広島空港と香港を結ぶ定期航空路線が就航し、アジア地域を中心とした航空路線の拡充が図られたところであり、今後、広域的な交流・連携が促進され、中国・四国地方から人やものが集まり、本県の中核拠点性が更に高まるものと期待されます。

今後、完成した井桁状の高速道路ネットワークの強みを最大限生かしつつ、企業活動を支える物流基盤等の整備に加え、プラン策定後に発生した大規模災害（平成 26 年 8 月土砂災害、平成 23 年 3 月東日本大震災等）を踏まえ、防災・減災対策の充実・強化などに取り組んでいく必要があります。

特に、平成 26 年 8 月土砂災害では、これを契機に土砂災害防止法が改正されるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の必要性が再認識されたところです。県においては、災害箇所早期復旧とともに、土砂災害警戒区域等の指定の加速化など、ハードと一体となったソフト対策をより一層、強力に推進してまいります。

貴協会の皆様には、社会資本整備に不可欠な測量・調査・設計業務という役割を担っていただいているところであり、引き続き本県の土木建築行政の推進にご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご活躍を心から祈念申し上げます。

## 平成 26 年 8.20 広島土砂災害がもたらしたもの

広島大学 大学院 総合科学研究科  
教授 海 堀 正 博

近年は世界中で毎年のように異常気象が報じられていて、異常な状態が出現することの常態化が顕著になっている。むしろ「異常な」という言葉だけでは表現できず、「極端な」と形容されることも多くなってきた。平成 26 年 8 月 20 日未明に発生した広島市の土砂災害も、犠牲者が 76 人にもなる大規模なものとなってしまったが、直接の誘因は広島にとっては未曾有ともいえるような豪雨だった。近年はこのような突如の豪雨、あるいは他地域ではさらにそれが数日も続くというような異常な気象状況が世界各地で発生していて、ときに大災害につながっている。このような事象は、今回の広島市だけに限られたものではなく、地球上のあらゆる地域で起きうる問題として考えていく必要があるのかも知れない。しかし、8.20 広島土砂災害が、広島市安佐南区と安佐北区の一部の地域で起きたごくローカルな災害事例であったとしても、土石流等の集中発生状況が異常な豪雨によって引き起こされ多くの命が奪われる甚大な災害となってしまったプロセスについて検証し、教訓を今後に生かすことができれば、その知見の有用性は一地域に限られるものではないはずだ。

### 広島土砂災害の誘因となった豪雨

広島は瀬戸内式気候に属し、ふだんの雨は多い方ではない。気象庁が公表している年降水量の平年値の分布を見ると、広島の中の多くの人が住んでいる地域は年間 1,200～1,800mm 前後である。しかし、平成 26 年の 8 月は災害につながる以前から雨の日が多かった感がある。たとえば、アメダス広島の観測値を例に見てみると、8 月の平年値が 110.8mm なのに対し、この年の 8 月は 1 日から災害前日の 8 月 19 日 24 時までの間に、雨の降らなかった日が 5 日間しかなく、すでに 297.0mm に達していた。また、アメダス三入を見ても、8 月の平年値が 143.1mm であるのに対し、平成 26 年の 8 月 1 日から 19 日 24 時までの雨量は 264.5mm に達していた。ただし、アメダス広島の位置は広島市中区にあり、土砂災害の発生した地域からは 7～15km 離れている。8 月 20 日の日雨量はわずか 11.0mm と、安佐南区や安佐北区の被災地域の災害発生につながった雨の量や降り方はこの観測所のデータから把握することはできない。これに対し、アメダス三入の位置は広島市安佐北区の土砂災害の発生したエリアに含まれており、8 月 20 日の日雨量も 224.0mm を記録している。

実際、被害の大きかった安佐南区や安佐北区の雨量値は、広島ではこれまでには観測されたことのないような大きな数値であった(表-1)。この表に示した安佐南区の2つと安佐北区の3つの地上雨量観測所の記録は、今回の災害につながった雨の特徴をよく表している。すなわち、60分間雨量値が100mm超、120分間雨量値が200mm超、180分間雨量値が230mm超になっているところが複数の観測所で認められる激しいものであったことである。また、この地上観測雨量値からは、安佐北区の雨量値の方が安佐南区のものより極端に大きな数値であったこともわかる。一方、24時間雨量値としてはいずれの観測所においても300mmには達しておらず、極端に多かったとはいえない。また、年降水量についても同様で、大雨の災害があったからといって必ずしも多いとは限らず、たとえば、平年値に対する平成26年の年降水量は、アメダス広島では1,537.6mmに対し1,573.0mm、アメダス三入では1,690.2mmに対し1,682.5mmというように、年降水量として平成26年は平年並みであった。これらのことから、今回の災害につながった雨は、短時間の間に激しく降り続いた点では記録的なものであったが、総雨量としては特別に多かったわけではなかったといえる。

今回の広島の土砂災害を引き起こした誘因としての豪雨の特徴は、(1)わずか3時間ほどの間に当該地域ではこれまで経験したことのないような異常な激しさの豪雨をもたらされたこと、(2)その豪雨が人家の密集する山麓部を含む山全体にもたらされたこと、(3)さらに、その豪雨のもたらされた時間帯が最も対応の難しい真夜中であったこと、などの条件が重なったことである。

これまでの広島の地質や土質等の状況(地質的素因)、雨の降り方等の気象的状況(気象的素因)からすると、(1)の条件だけでも土石流や崩壊等の多発は必然的なものであったといえる。しかし、それらが多くの人の命を奪う状況になったのは、(2)にあげたそこに人家が密集していたという場の条件(社会的素因)があったからである。さらに、(3)にあげたように、突然発生した危機的な状況が一気に深刻なものへと急変するとき、昼間でも対応が難しいのに今回は真夜中であったことから、避難勧告等の遅れや住民自身の警戒対応・避難行動等の遅れ、あるいは、屋外への避難行動の困難さ等につながってしまったからである。

#### 避難勧告等の遅れと災害の規模

広島災害の場合、発災直後から避難勧告等の遅れがクローズアップされ、ともすれば、避難勧告等が土砂災害発生前に発令されていれば、今回のような大きな被害は出なかった、というような意見も多く出されていた。しかし、筆者は当初からその意見には懐疑的である。

避難勧告等が有効に機能するためには、発する側と受ける側の避難勧告等に対する認識が近いものでなければならない。しかし、実態は両者の認識がずいぶん異なっている場合が多いように思える。発する側は、深刻な被害が出る前にそうならないように避難行動等につなげてもらえることを期待しつつ、同時に、多くの避難勧告等対象者数を考えるとできる限り空振りの無いように、また、社会的な大混乱を生起させな

いように、などと考えて臨んでいるはずである。結局はギリギリのタイミングになるまで発令を躊躇しがちになり、発令のタイミングを失ってしまうことも多い。受ける側は、避難勧告等が出て避難するくらいなので、避難しなかったときには大被害を受けていたであろう状況の時にはじめて発令に対して納得するというのがふつうではないか。しかし、多くの場合、避難勧告等は空振りに終わることから、次第に、勧告等にすぐに従うことを怠りがちになる。災害未経験という住民や地域では「他人事の心理」が働いてしまい、最初から避難などに対する準備も行動もなされないままで過ごされることになる。このような状況が根底にあることを考慮しつつ、今回の広島土砂災害を考えてみる。

広島では平成 11 年にも「6.29 広島土砂災害」と呼ばれる大災害が発生している。その時にも、広島市安佐南区や安佐北区の一部地域で土石流等が発生して犠牲者が出ている。しかし、今回、平成 26 年の「8.20 広島土砂災害」で被災した地域は、前回には被災していない。前回には災害になるほどの雨が降らなかった地域だったのである。同じ広島市安佐南区であっても、豪雨の降ったエリアは前回と今回とはわずかに異なっていた。その結果、今回被災した安佐南区の住民の中には、自分たちの地域は地盤が固く災害の起きないところであるという認識をもってしまっていた人が多くいたようである。実際には、崩壊や土石流等の起きないところではなく、起きて被害の出る可能性は広島県の公表するハザードマップ等でも示されていたのである。しかし、住民の多くには自分たちの地域が土砂災害の危険箇所となっていると知られないままであった。

そのような状況下にある地域に突然の避難勧告等の発令があった場合、住民にはどのように受けとめられるであろうか？ おそらく、避難勧告等を受けた住民のうち実際に即座に対応する人の数はごくわずかであると思われる。多くの人は「他人事の心理」や「正常化の偏見」と呼ばれる心理状態にあり、勧告等があっても対応しないか、または対応が遅くになりがちである。その結果、避難勧告等の発令から避難行動が完了するまでに数時間はかかってしまうだろう。しかも、平成 26 年の「8.20 広島災害」は午前 1 時 15 分に広島市域全域に「土砂災害警戒情報」が出されているが、これを受けて仮に避難勧告等が出せたとしても真っ暗な時間帯になる。実際、安佐南区や安佐北区の今回の被災地周辺では 1 時半から急に豪雨が降り始め、その後は土砂災害の集中発生時間帯である 3 時すぎから 4 時すぎにかけて雨脚は激しさを増す一方であった。

そんな中で、仮に避難勧告等が真っ暗な時間帯に発せられていたら、まだ、多くの住民は「避難勧告等の発令」を「避難所への避難行動」と捉えていたであろうから、即座に対応した人も、しばらく経ってから対応した人も、濁流の流れる真っ暗な小道で立ち往生し、もしかすると流されて命を落とすような深刻な事態が次々と起きていたかも知れない。「避難所への避難行動」だけが「避難」ではない、と最近ではいわれているものの、まだ多くの住民にとっては、「防災訓練」のときに「避難訓練」として「避難所への避難行動」の訓練をしている実態がある。危機的状況の中で「避難

勧告等」が発せられたときに、真っ暗な中で、どのくらいの人が無意識に「避難所への避難行動」をとってしまうかを考えておく必要があるのではないか。また、避難勧告等の対象者の数は、今回の被災地である広島市安佐南区と安佐北区の一部地域に限っても十数万人はいたはずである。仮にその1パーセントしか対応しなかったとしても、その数は千数百人になる。それだけの数の人が命がけの思いで避難所への避難行動をとることになっていたかも知れない。

しかし、実際に避難勧告が発令されたのは、安佐北区が4時15分以降、安佐南区が4時30分以降であり、豪雨も治まり、外がやや白み始め、ぼんやりと状況が確認できるほどになっていた。多くの方は家のまわりや道路上の激しい濁流等を見てとても外への避難行動がとれる状況にないことを直感し、避難行動に移ることを断念している。避難勧告の発令のタイミングとしては、いつが最も適切であったのか、筆者自身今なお考え続けている。

### 理想的な環境とは

被災地域においては、被災前後の防災意識に大きな変化のあることが人々の行動からも、また、体験談集(図-1)からも読みとれる。地域の自主防災組織やその活動も活発になっており、住民自らが自発的に動いて自らの命を守ろうと努力されている。たとえば、空振りに終わったとしても、少しでも早くに避難勧告等が出されることが望ましい、という考え方にも、多くの住民が賛成し、理解を示してくれている。それでも、時間の経過とともに、空振り状態が繰り返すにつれ、避難勧告等に従う人の数・割合は次第に低下してくるのが常である。それをつなぎ止めるものとして、地域の歩みを伝える地図や写真や伝承などを、歳多い世代から若い世代へ、経験あるものから未経験者へ、繰り返し伝え続けることが大切である。人と人とのつながりを日頃から大事にしていくことによって、人や地域や身近な自然を知ることにもなり、生きがいを感じることもなるだろう。簡単に命を落としてなるものか、なんとしても生き延びるぞ、早めに対処しておこう、お互いに声をかけあって命を守ろう、という気持ちもきっと自然に湧くようになるに違いない。そんな環境になっていたら、いざという時にも自発的な動きによって多くの命が守られ、避難勧告等が発する側も受ける側も互いに感謝しあえるような本物の防災にもつながることだろう。

表1 平成26年8月20日の広島土砂災害につながった雨量値の例

観測所名	最大10分雨量(mm) (発現時刻)	最大60分雨量(mm) (発現時刻)	最大120分雨量(mm) (発現時刻)	最大180分雨量(mm) (発現時刻)	最大24時間雨量(mm) (8月19-20日)
祇園山本 (安佐南区)	13 (2:50-3:00)	56 (2:20-3:20)	96 (1:30-3:30)	109 (0:50-3:50) (1:00-4:00) (1:10-4:10)	175
高瀬 (安佐南区)	21 (3:20-3:30)	107 (2:40-3:40)	172 (1:40-3:40) (1:50-3:50)	187 (0:50-3:50)~ (1:30-4:30)の すべての180分	233
上原 (安佐北区)	30 (3:40-3:50)	130 (2:50-3:50)	207 (1:50-3:50) (2:00-4:00)	237 (1:20-4:20) (1:30-4:30)	287
安佐北区役所	24 (3:30-3:40)	103 (2:40-3:40)	187 (2:00-4:00)	219 (1:20-4:20)	264
三入東 (安佐北区)	27 (3:40-3:50)	121 (3:00-4:00)	211 (2:00-4:00)	239 (1:20-4:20) (1:30-4:30)	284

(注) 最大24時間雨量の欄以外はすべて平成26年8月20日の発現時刻に降った値

平成26年8月20日広島豪雨災害

# 体験談集



広島市安佐北区可部東六丁目38番を襲った土石流 (H26.8 柳迫撮影)

— 発行 —

公益社団法人 砂防学会 2014年8月広島大規模土砂災害緊急調査団

広島市防災士ネットワーク

※この体験談集は、公益財団法人河川財団の河川整備基金の助成を受けています

図1 平成26年8月20日の広島土砂災害を受けて刊行された体験談集



## 地域連携登山道調査と地図読み講座

国土交通省 国土地理院  
中国地方測量部 次長 高橋 英尚

2016年、今年は国民の祝日がひとつ増えます。8月11日の「山の日」です。国民の祝日に関する法律では、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」とされています。日本有数の山岳県、長野県では、県内の登山者数が、平成22年は59.6万人、平成23年は63.8万人、平成24年は70.5万人、平成25年には73万と、その数が着実に増加しています<sup>\*1)</sup>。最近では、若い人たちの登山者も多く、30歳未満の登山者が全体の36.7%、八ヶ岳連峰や中央アルプスでは半数以上が30歳未満だそうで、登山に親しむ若い人が増えているようです<sup>\*2)</sup>。



鳥取市用瀬町用瀬山系(後方奥は三角山)

さて、山歩きに大切なもののひとつに地図が挙げられます。登山用の地図は目的に応じたさまざまなものを手に入れることができますが、国土地理院が発行する地形図は登山愛好家にとってなじみ深いものではないでしょうか。2万5千分1の地形図なら10m間隔で等高線が刻まれているので、小さな谷や鞍部など細かい地形が読み取れ、今どこにいるのかも地形の形で分かります。このように登山にとってなくてはならない地図も新しく出来た道が載っていない、逆に迷ってしまうような道が載っていたりすると、登山をする上で最も大切な安心、安全を損なうものとなります。このため国土地理院では、地方公共団体、地元の山岳会や自然保護団体などと一緒に関地域連携による登山道調査を進めています。

国土地理院中国地方測量部では平成27年度、鳥取県、鳥取市、智頭町、鳥取県山岳協会、用瀬町エコツーリズム連絡会、智頭町トレッキング協会と連携した登山道調査を実施し、昨年9月26日、鳥取市用瀬町の用瀬山系(通称、用瀬アルプス)で「第1回用瀬山系登山道調査」を実施しました。この日の登山道調査は、用瀬山系のひとつ、洗足山(標高743m)の登山道を調査するもので、鳥取市職員をはじめ、用瀬地区の活性化のための様々な活動を行う地元の団体、もちがせ上方往来散歩径(かみがたおうらいさんぽみち)の方々、鳥取県山岳協会の方々、鳥取県立湖陵高等学校山岳部29名の生徒さんなどたくさんの方々の参加のもと、調査者はハンディGPSを持ちながら山道を登り、道の分岐点や傾斜が変わる地点など重要なポイントで写真撮影をしながら頂上を目指しました。当日は、天候にも恵まれ、調査は無事終了することができました。



第1回用瀬山系登山道調査(洗足山)

映されます。なお、実際の地図にどう反映するかは、地元の人たちと検討会を開催し、協議しながら決めることとなります。現在はもうひとつ、福山山岳会とも連携登山道調査を実施中で、広島県東部、岡山県西部地域の里山を中心とした約100の山々の登山道を調査しています。

国土地理院では「地図読み講座」の取り組みにも力を入れています。10月18日、用瀬町ジゲおこし実行委員会主催、国土地理院、社(やしろ)・用瀬・大村の各地区まちづくり協議会及び地区公民館共催で、「2015第1回用瀬トレイル交流大会」が開催されました。この交流大会は、鳥取市南部エリアと智頭町との連携により、スカイスポーツ、自然体験、森林セラピーなど多様な体験メニューを発信し、エコツーリズム愛好家等の誘客を図る地域おこしの一環として行われたもので<sup>※3)</sup>、国土地理院職員による「地図読み講座」も同時に実施しました。「地図読み講座」は、地図の正しい使い方を知り、地図に親しみながら山に親しんでいただくことを企画したもので、地図の読み方、コンパスの使い方など登山に必要な知識や技術を学ぶと同時に、地図とコンパスを使って現在地を特定するなどの実技も行いました。交流大会はA、B、Cの3コースに分かれて行われましたが、地図読み講座が行われたAコースには40名の方が参加し、頂上の三角山(標高508m)では、地元の方々による用瀬の歴史や自然の解説もありました。

広島県には人々を惹きつける魅力的な山々がたくさんあります。深い森に覆われた山、溪谷の美しさを堪能できる山、歴史を感じさせる遺跡や文化遺産、海沿いの山々からは雄大な瀬戸内海と島々を望むことができるなど、変化に富んだ景色を味わうことができます。多くの方が、広島県の山々を訪れ、広島県の山々の楽しさを知ってくれることを願い、地図を使う楽しさを伝えると同時に、よりよい地図の作成を目指していきたいと思います。



地図読み講座(景石城本丸跡)

連携登山道調査で得られたデータは国土地理院に送られ、地図の修正情報として活用され、スマートフォンでも利用できる国土地院のウェブ地図「地理院地図」にも反



地図読み講座(用瀬総合支所)

(国土地理院 中国地方測量部 高橋英尚)

-----  
-----  
-----  
※1)、※2) 長野県ホームページ ※3)  
鳥取市ホームページ





## 立地適正化計画策定に向けた取組について

広島県土木建築局都市計画課  
課長 石井 和夫

### 1 はじめに

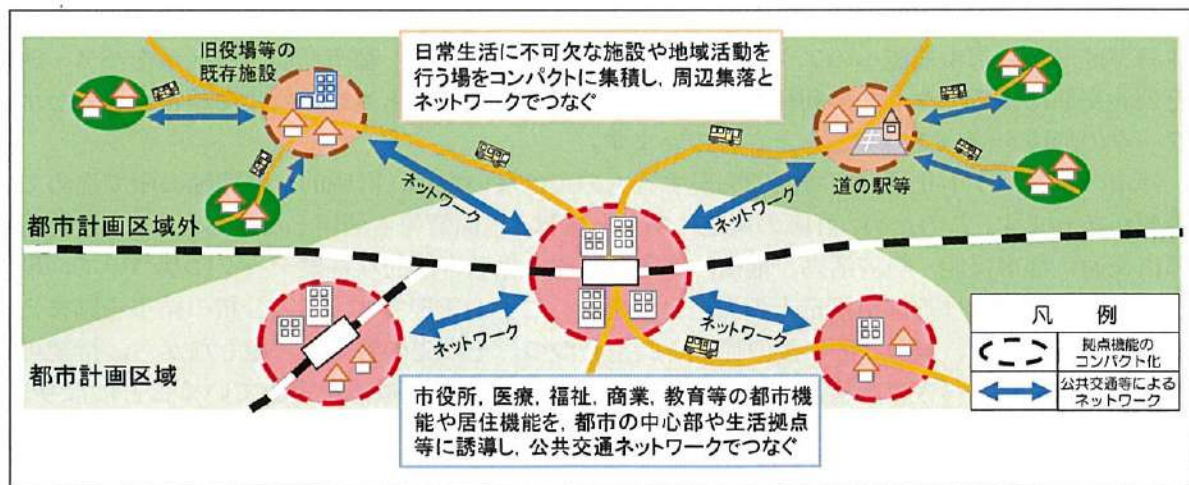
我が国の人口は、2008年をピークとして減少の局面に入っており、出生率も低水準で推移していることから、今後も少子高齢化が進展し、2050年には人口が1億人を割り込むものと推計されています。広島県においても、1998年の288万人をピークとして人口は減少に転じており、2005年には出生数を死亡数が上回るなど、既に本格的な人口減少社会に突入しているところです。

このような少子高齢化に伴う人口減少社会の到来に対し、国は、平成26年7月に、2050年を見据えた国土づくりの基本戦略である「国土のグランドデザイン2050」を策定し、これからの地域構造として「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げました。

これは、行政や医療・福祉、商業等、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくため、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、サービスの効率性を確保するとともに、人口減少に起因する圏域・マーケットの縮小に対し、都市的サービスが成立するために必要な人口規模を確保するため、各地域をネットワーク化しようというものです。

中山間地域では、集落が散在する地域において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成していくこととされています。

都市部については、都市全体の観点から、市役所、医療、福祉、商業、教育等の都市機能や居住機能を、都市の中心部や生活拠点等に誘導し、再整備を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図り、コンパクトシティの形成を推進していくこととされています。



【「コンパクト・プラス・ネットワーク」のイメージ】

### 2 立地適正化計画の概要

都市のコンパクト化については、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の確保、持続的可能な都市経営、環境・エネルギー負荷の低減、自然災害に対する事前予防等の観点から、これまでも必要性が謳われてきたところであり、既に都市計画マスタープランにおいて「コンパクト化」を目標に掲げている都市も多くあります。しかしながら、具体的な施策として展開できている事例は少ないのが現状です。

このような背景の中で、平成26年8月施行の都市再生特別措置法等の改正により、集約型都市構造の実現に向けた具体的な施策の推進していくための新たな制度として、立地適正化計画制度が

創設されました。

立地適正化計画は、市町村が作成主体となって、都市全体の観点から居住や医療・福祉、公共交通等の様々な機能の包括的なプランとして具体的に計画することとされており、計画に記載された基本的な方針が市町村マスタープランの一部とみなされることから、マスタープランの高度化版とも言われています。

立地適正化計画の区域は、都市計画区域内とされています。このなかに居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、誘導区域外への一定規模以上の住宅や生活サービス施設の開発・建築に対し、事前の届出を義務付けることにより、市町村が必要に応じて勧告等を行い、都市内の居住や都市機能の立地誘導を図っていくとするものです。

居住誘導区域は、人口減少

下においても、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、人口を維持するために居住を誘導していく区域であり、市街化区域内または非線引き都市計画区域内に定めます。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・子育て支援・商業といった都市機能を誘導しようとする区域であり、誘導が必要な生活サービス施設（誘導施設）の種類や規模、誘導にあたっての支援措置（容積率緩和や税制優遇等）を明示します。都市的サービスの持続には人口密度の維持が必要であることから、都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に定めることとされています。また、居住誘導区域から都市機能へのアクセスがスムーズに行えるよう、都市機能誘導区域をバス・鉄道など公共交通によるアクセスの利便性が高いエリアに設定するとともに、公共交通を軸としたネットワークの形成を図っていくこととされています。

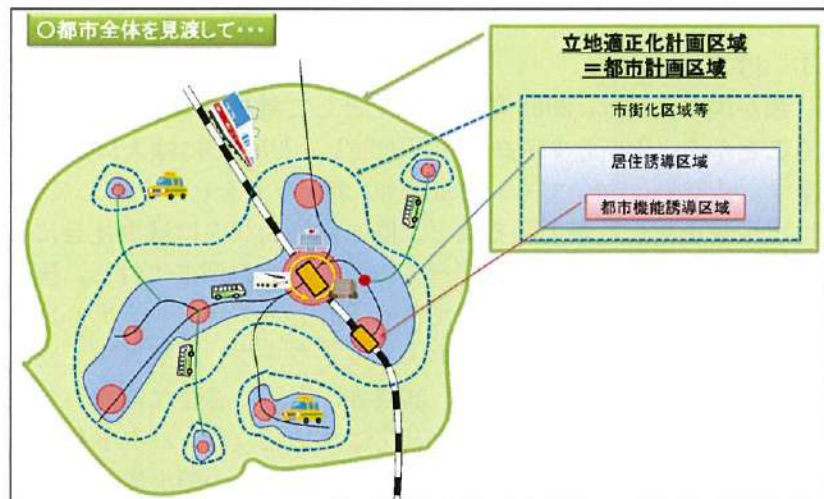
都市のコンパクト化は、短時間で実現するものではないため、計画的な時間軸の中で進めていく必要があります。このため、計画の策定にあたっては、地図情報も活用しながら、人口、土地利用、都市交通、都市機能、経済活動、地価、災害、財政に係る客観的な基礎データに基づいて、現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析を行うことが重要です。この分析の結果を踏まえ、一つの将来像として、概ね 20 年後の都市を展望しつつ、その先の将来も考慮しながら、持続可能な都市として目指すべき姿を検討し、誘導すべき土地利用や都市機能を定めていくことになります。

### 3 広島県における動き

広島県においても、広島市、竹原市、三原市、福山市、府中市の 5 市において、今年度から立地適正化計画の策定に着手されました。また、このほかの市町においても、コンパクトなまちづくりや集約型都市構造への転換といった課題に対し、内部での検討を進められているところと伺います。

立地適正化計画は、県が策定する区域マスタープランに即するものとされており、県には広域的な観点から調整を図ることも求められています。このため、県としても、県内市町における計画策定状況等についての情報共有を目的とした連絡会議の開催等、取り組んでいるところです。

今後も、市町と連携を図りながら、立地適正化計画の推進に向けた助言・支援等、コンパクトな都市構造の実現に向けた取組を進めて参ります。



【立地適正化計画のイメージ】国土交通省 HP より

## コンクリート診断士合格体験記



(株)荒谷建設コンサルタント 加納 匠

### 1.はじめに

私は、2001年に(株)荒谷建設コンサルタントに入社し、入社以来、資格取得に向けて毎年少しずつ準備を重ね、また、会社の強力なサポートにより、2012年に第一目標であった技術士に合格することができました。次の目標として、昨今のインフラ整備における既設橋の点検・維持補修業務の増加を受け、2014年にコンクリート診断士試験を受験し、今回はその合格体験記についてご報告させていただきます。

### 2.試験準備について

試験準備については、以下の3つに取り組みました。

- ①日本コンクリート工学会主催の「コンクリート診断士講習会」の受講。
- ②広島県測協主催の「コンクリート診断士受験対策講習会」の受講。
- ③市販の問題集購入

①については、受講申込み時に合わせて購入するテキスト「コンクリート診断技術（基礎編，応用編）」に基づいた内容の2日間にわたる講習会で、受験希望者は受講が必須です。

②の講義内容は、コンクリート構造物の劣化機構，調査方法および診断・補修等に関する講習を行った後、劣化損傷写真を見て実際に原因を診断し対策方針を考える演習を行うプログラム構成であり、この講習会を受講したことで、記述式問題Bに対する答案作成に大変役立役立ちました。

③については、四肢択一問題に的を絞って取り組みました。四肢択一問題は受験を目指した当初、問われている内容だけでなく解答を読んでもなぜそれが正解なのかも分からないレベルだったため、過去問題を繰り返し解き用語の理解から始めました。

### 3.試験当日について

試験時間については、3時間30分の間で四肢択一問題，記述式問題AおよびBの全ての問題に解答しなければならないため、特に時間配分に留意して解答する必要があると感じました。

私は、四肢択一問題にかなりの時間を費やしたため、記述式問題の解答時間が足りなくなり、終盤にはなぐり書き状態で解答を仕上げ、時間ギリギリまで慌てていた記憶があります。

### 4.おわりに

私は、以上のような内容で受験準備を進めて参りましたが、平日はなかなか纏まった時間が確保できなかったため、食事の前に2問，風呂の前に3問，就寝前に2問…といったように生活の一部として問題を解き、少しずつでも毎日継続して準備するように心掛けました。

以上が私の合格体験記となりますが、これから受験を目指す方々に少しでも参考にして頂ければ幸いです。

## RCCM合格体験記（鋼構造及びコンクリート）



復建調査設計株式会社 安田 直樹

### 1.RCCM試験合格にあたり

2015年3月、RCCM試験の合格を手にすることができました。ひとえに、周りの方々のご指導・ご協力のおかげです。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

### 2.これまでの受験姿勢

振り返れば、一昨年に受験を思い立ち、十分な受験準備もしないまま、なぜか根拠のない自信を持って受験したものの、（当然の結果ではありますが…）不合格の通知を受け取ったことがきっかけで、「このままでは駄目だ！」と思い、受験への取り組み姿勢、受験対策を一新することを決意しました。

### 3.受験対策の見直し

受験対策として、主に次の2つの取り組みを実施しました。

1つ目の取り組みは、初めての試みであった外部の講座を受講することでした。受講した講座は、本広報誌を発行する（社）広島県測量設計業協会のRCCM資格試験受験対策講習会でした。講習会の受講により、RCCM試験の出題傾向や勉強方法などについての知識を得ることができ、講師の方からは経験論文に関するアドバイスを頂くなど、試験勉強の方針を立てる上で非常に参考になりました。また、講習会に参加した他のメンバーとのグループ討議などを通して刺激を受けたことで、前年の自分の受験に対する取り組みの甘さを払拭し、今年こそ合格してみせるといふ強い受験意欲を持つことができました。

2つ目の取り組みは、過去問を整理し、傾向と対策を練り、前年の試験で不合格と判定された問題Ⅲについて想定問題の作成及び回答の準備を行ったことでした。何も準備せずにぶっつけ本番で挑んだ前年と比べて、問題Ⅲの出題傾向が変わった昨年の受験においても、自分の考えや意見を分かりやすくコンパクトにまとめる材料になるとともに、頭の中で短時間に文章を組み立てることにも大変役立ったと思います。

### 4.おわりに

今回合格できた背景には、周りの方々からのご支援とともに、前年の受験姿勢を思い改め、新たな取り組みにより合格に向けての新しい意気込みと強い気持ちを持つことができたからだと思っています。

この私の体験談が、これからRCCM受験に挑む方に対し、心機一転を図るきっかけや試験合格意欲の更なる向上になれば幸いです。

## 技術士合格奮闘記(建設部門：道路)



復建調査設計(株) 高橋恵一

### 1. 先輩技術士への感謝

私は29才で合格することができました。長年の経験や勘を必要とする「技術」について、数年程度の経験しかない未熟な私が「技術士」になれたのは、若いゆえに先輩技術士を頼りやすく、アドバイスを素直に受け入れられたことが良かったのだと思います。先輩技術士からのご指導無くして合格はありえず、この場をお借りしまして、改めて深くお礼申し上げます。

### 2. 受験までの取り組み

私は大学の修士課程で一次試験に合格、入社後業務経験を二年積み、入社後三年目に初めて二次試験を受験しました。しかし、「技術士は経験豊富な先輩社員から先に取得するもの」という思いこみから試験勉強に身が入らず、一度目、二度目の受験機会は無駄にしてしまいました。三度目の受験申し込み時も同じ心境でしたが、その直後の転勤による環境の変化で大きく意識が変わりました。新しい職場では、年齢の近い先輩を含めて私以外が全員技術士。年齢関係なく技術士を持っていて当然という雰囲気でした。

受験までの時間が少ない中、択一式の勉強は、全ての過去問と解答を読み上げたものを携帯で録音し、工作中・睡眠中・筆記の勉強中以外に繰り返し聞き続けて覚えました。筆記の勉強は、過去問から傾向を分析してテーマを絞り、解答案の作成と先輩技術士からの添削指導を繰り返したことで、専門的知識と出題に応じて柔軟に解答するスキルが身につけていきました。インターネットで入手した合格解答集で合格者に共通する書き方を研究したことも役立ちました。

筆記試験合格後、口答試験の想定問答集を作成し、先輩技術士に依頼して面接練習を繰り返しました。ここで一番苦労したのは、既に提出している技術的体験論文が不十分な出来で、口答でカバーしなければならなかったことです。先輩技術士からのご指導で上手く説明できるようになりましたが、技術士としての経験の差を痛感した出来事でした。

### 3. 若い技術士に求められること

面接では、準備をしていた質問が殆どであったため、特に問題無く回答することができましたが、若い受験者であったことから、経験に伴って身に付いていくような知識や、技術士としてふさわしい業務経験を積んでいるかなど、経験の未熟さを突くような質問が多かったように思います。技術士としての資質の向上に努めているかも重要視しているようでした。

### 4. おわりに

一度目、二度目の受験では、「未熟な自分が技術士なんて」と理由をつけ、本気の挑戦を避けてきました。三度目の受験時も、未熟であることには変わりありませんでした。しかし、技術士としての資質は、技術士の受験勉強に本気で取り組むことで得られる部分があると思います。若いことを理由にせず合格を得た私の体験談が、同世代の皆様の合格のきっかけになれば幸いです。

## 総 会

### 第39回通常総会

日 時：平成27年4月22日（水） 15：30

場 所：ひろしま国際ホテル

議 題

- 1 平成26年度事業報告承認について
- 2 平成26年度収支決算報告承認について
- 3 平成27年度事業計画（案）について
- 4 平成27年度収支予算（案）について



## 平成 26 年度 理事会

### 第 5 回理事会

日 時：平成 27 年 3 月 30 日（月） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 委員会担当事業（事業実施，決算見込，事業計画，予算案）について
  - (1) 総務広報委員会
  - (2) 経営委員会
  - (3) 技術委員会
- 2 平成 26 年度予算流用執行について
- 3 平成 26 年度決算（見込）について
- 4 平成 27 年度収支予算（案）について
- 5 平成 27 年度暫定予算（案）について
- 6 アンケート調査の実施について
- 7 土砂災害警戒区域等指定業務の発注方針等について
- 8 人材確保のための就職説明会の実施について
- 9 総会の運営について
- 10 入会及び退会について
- 11 経営者懇談会の講師について
- 12 その他

## 平成 27 年度 理事会

### 第 1 回理事会

日 時：平成 27 年 6 月 10 日（水） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 平成 27 年度事業内容に係る各委員会協議結果報告
- 2 土砂警戒区域指定調査業務への対応方策について
- 3 国（出先機関）との意見交換会における議題について
- 4 人材確保に向けた活動状況について
- 5 アンケート調査の結果について
- 6 その他
  - (1) 第 20 回測量技術講演会について
  - (2) 平成 27 年度事業実施スケジュール
  - (3) その他

## 第2回理事会

日 時：平成 27 年 9 月 17 日（木） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 平成 27 年度県との意見交換について
- 2 平成 27 年度優良職員表彰について
- 3 正規&賛助会員の新規加入の承認について
- 4 国（出先機関）との意見交換会における議題について（報告）
- 5 人材確保に向けた活動状況について
- 6 その他
  - (1) 第 69 回全測連中国地区協議会定例会について
  - (2) 経営者懇談会について
  - (3) その他

## 第3回理事会

日 時：平成 27 年 11 月 4 日（水） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 国（4 事務所）との意見交換会について
- 2 県（本庁）との意見交換会について
- 3 県（出先機関）との意見交換会について
- 4 経営者懇談会について
- 5 人材確保に向けた対応について
- 6 広報誌の編集方針（案）について
- 7 その他
  - (1) 平成 27 年度土砂災害基礎調査業務への対応について
  - (2) 航空レーザーセミナーの開催について
  - (3) 地理空間情報産学官中国地区連携協議会について
  - (4) 第 69 回全測連中国地区協議会定例会への協力について
  - (5) 文化講演会・広島政経文化懇談会への出席について
  - (6) 平成 27 年度事業実施スケジュール
  - (7) その他

## 第4回理事会

日 時：平成 27 年 12 月 21 日（月） 16：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 賛助会員の入会について
- 2 県（土木建築局長）との意見交換について
- 3 県（出先機関）との意見交換について
- 4 土砂警戒区域指定基礎調査に係る課題等について
- 5 若手人材確保に向けた対応状況について
- 6 洪水時の県管理河川堤防監視業務に係る課題について
- 7 役員（理事・監事）候補者の選出について
- 8 その他
  - (1) 委員会の開催日程について



- (2) 第5回理事会の開催日程について
- (3) 参議院選挙への協力について
- (4) 小型無人機（UAV）適正活用促進協議会について
- (5) 建設コンサルタント業務等における配置技術者の確認について
- (6) 設計業務に係る研修会の開催について
- (7) 後援名義の使用について（JACIC）
- (8) 平成27年度事業実施スケジュールについて
- (9) その他

## 平成 26 年度 委員会

### 第 2 回技術委員会

日 時：平成 27 年 2 月 26 日（木） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 26 年度担当事業実施状況について
- 2 平成 26 年度担当事業決算見込みについて
- 3 平成 27 年度担当事業実施方針について
- 4 平成 27 年度担当事業予算（案）について
- 3 その他
  - (1) CIM・情報化施工最新情報セミナーについて
  - (2) 講習会運営規定について
  - (3) 平成 27 年度事業計画

### 第 3 回 経営委員会

日 時：平成 27 年 2 月 10 日（火） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

議 題

- 1 平成 26 年度担当事業決算（見込み）について
- 2 平成 26 年度担当事業実施方針・予算（案）について
- 3 土砂災害警戒区域指定業務の発注方針等について
- 4 人材確保のための就職説明会&面談会の開催について
- 5 円滑な協会活動に必要な情報収集のためのアンケート調査（素案）について
- 6 災害支援協定の改定に係る県との協議結果等について
- 7 宮島口まちづくり国際コンペの実施について
- 8 その他（業界新聞への寄稿等）

# 平成 27 年度 委員会

## 第 1 回 総務広報委員会

日 時：平成 27 年 5 月 26 日（火） 13：30  
場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局  
議 題

- 1 平成 27 年度総務広報委員会担当事業について
  - (1) 平成 27 年度総務広報委員会担当事業計画・予算
  - (2) 平成 27 年度総務広報委員会担当事業検討課題
    - ① 親睦行事
    - ② 広報誌の編集
    - ③ 優良職員表彰対象者の選考
- 2 その他
  - (1) 建設業労働環境改善セミナー
  - (2) その他

## 第 1 回広報誌編集会議

日 時：平成 27 年 11 月 4 日（水） 10：00  
場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局  
議 題

- 1 広報誌の編集方針について
- 2 その他

## 第 2 回広報誌編集会議

日 時：平成 28 年 1 月 12 日（火） 15：00  
場 所：（一社）広島県測量設計業協会  
議 題

- 1 広報誌の編集について
- 2 その他

## 総務委員会担当事業

### ボーリング大会

開催日：平成 27 年 10 月 17 日（土）  
参加チーム：17 チーム



## 優良職員表彰

表彰式：平成 27 年 12 月 2 日（水）

表彰者：経営者懇談会前に荒谷会長から表彰

被表彰者：6 社 14 名



## 第 1 回 技術委員会

日 時：平成 27 年 5 月 29 日（金） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 27 年度技術委員会担当事業・予算について
- 2 平成 27 年度事業実施スケジュール
- 3 平成 27 年度技術講習会等実施方針（案）
- 4 第 4 回安心・安全な社会基盤に関する講習会次第
- 5 平成 27 年度災害復旧実務講座（コンサルタント編）次第（案）
- 6 建設コンサルタント業務実務講習会実施要領&次第（案）
- 7 非開削地下探査・非破壊構造物調査技術講習会事業計画（案）
- 8 第 20 回測量技術講演会次第
- 9 中国地区第 2 回技術発表会実施要領&次第（参考）
- 10 その他
  - ・ 建設業労働環境改善セミナー

## 技術委員会担当事業

- 1 技術士第二次受験対策講習会（CPD 対応）

日 時：平成 27 年 4 月 16 日（木） 9：30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：技術士 矢木一光氏

参加者：8 社 12 名

（中国 4 県測協会員・非会員含む）



2 コンクリート診断士受験対策講習会  
(CPD 対応)

日 時：平成 27 年 5 月 13 日 (水) 9:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：広島県コンクリート診断士会  
参加者：11 社 12 名  
(中国 4 県測協会員・非会員含む)



3 RCCM 受験対策講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 27 年 5 月 27 日 (水) 9:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：工学博士 山下祐一氏  
参加者：16 社 31 名  
(中国 4 県測協会員・非会員含む)



4 安全・安心技術研修会 (CPD 対応)

日 時：平成 27 年 6 月 4 日 (木) 9:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：工学博士 山下祐一氏  
参加者：18 社 36 名  
(中国 4 県測協会員・非会員含む)



5 災害復旧実務講座 (コンサルタント編)  
(CPD 対応)

日 時：平成 27 年 6 月 8 日 (月) 10:10  
場 所：広島県立総合体育館  
参加者：33 社 64 名  
(中国 4 県測協会員・非会員含む)



- 6 第20回中国地区測量技術講演会(CPD 対応)  
日 時：平成27年6月18日(木)  
場 所：広島県民文化センター  
参加者：22社126名(広島県測協会員参加者)



- 7 建設コンサルタント技術講習会(CPD 対応)  
日 時：平成27年7月1日(水) 13:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：広島県職員  
参加者：29社95名  
(中国4県測協会員・非会員含む)



- 8 非開削地下探査・非破壊構造物技術講習会  
(CPD 対応)  
日 時：平成27年8月11日(水) 13:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：エスパー探査協会  
参加者：37社91名  
(中国4県測協・エスパー探査協会会員含む)



- 9 中国地区協議会第3回技術発表会(CPD 対応)  
日 時：平成27年10月9日(金) 13:00  
場 所：ビックハート出雲  
内 容：国の優良業務表彰事例発表  
(中国5県各1事例)  
参加者：6社18名(広島県測協会員参加者)

10 独禁法講習会（建設関連 5 団体共催）  
（CPD 対応）

日 時：平成 27 年 10 月 20 日（火）  
場 所：広島県民文化センター  
参加者：17 社 40 名（広島県測協会員参加者）



第 1 回 経営委員会

日 時：平成 27 年 5 月 26 日（火） 15：00  
場 所：広島パシフィックホテル  
議 題

- 1 平成 27 年度経営委員会担当事業計画・予算について
- 2 平成 27 年度経営委員会担当事業実施スケジュール
- 3 平成 27 年度経営委員会担当事業実施方針
  - (1) 県との意見交換会（本庁&出先機関）
  - (2) 国との意見交換会（出先機関）
  - (3) 経営者懇談会
  - (4) 人材確保対策事業への対応
  - (5) 土砂警戒区域指定調査業務への対応方策
  - (6) アンケート調査結果（暫定）
  - (7) その他
    - ① 第 20 回測量技術講演会（広島会場）
    - ② 建設業労働環境改善セミナー

第 2 回 経営委員会

日 時：平成 26 年 8 月 6 日（木） 15：00  
場 所：広島パシフィックホテル  
議 題

- 1 国との意見交換会（出先機関）
  - (1) 講演会&意見交換会次第（案）
  - (2) 要望書（案）
  - (3) 要望事項説明資料
  - (4) 発注方式選定の見直しによる試行について（国土交通省資料）
  - (5) 平成 26 年度要望書&協議結果（要旨）
- 2 県との意見交換会（本庁）
  - ・ 平成 26 年度要望書&協議結果（要旨）
- 3 人材確保対策事業への対応
  - (1) アンケート調査結果
  - (2) 取り組み状況（県工，西条農校，広島工大，東京）
- 4 事業実施スケジュール
- 5 その他

第 3 回 経営委員会

日 時：平成 27 年 9 月 14 日（月） 15：00  
場 所：広島パシフィックホテル

## 議 題

- 1 県（本庁）との意見交換
  - (1) 県（本庁）との意見交換における対応方策（案）
  - (2) 要望項目（案）
  - (3) 県との意見交換に係る課題検討会議結果（要旨）
  - (4) 平成 26 年度提案及び要望
  - (5) 平成 26 年度協議録（要旨）
- 2 平成 27 年度国との意見交換会（出先機関）
  - (1) 講演会&意見交換会次第
  - (2) 要望書
  - (3) 説明資料
- 3 担い手確保対策
  - ・ アンケート調査結果
- 4 その他

## 経営委員会担当事業

### 1 国（出先機関）との意見交換会

日 時：平成 27 年 10 月 5 日（月） 16：15

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

（国） 国の出先機関（福山・三次・太田川・  
広国）所長及び副所長，中国地方整備局  
企画部技術管理課長

（協会） 会長，副会長，理事，監事

要望内容：地元企業の受注機会の確保



### 2 県との意見交換会

日 時：平成 27 年 10 月 6 日（火） 15：00

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

（県庁） 土木整備部長，建設産業課長，  
技術企画課技術管理担当官等

（協会） 会長，副会長，各委員長，  
経営副委員長，事務局長

要望内容

- (1) 適正な競争環境の整備について
  - ① 入札関係資料作成業務に係る負担軽減について
  - ② 中小企業等の受注環境改善に向けた入札制度等見直し
  - ③ 優良業務・優秀技術者等を対象にした表彰制度等の創設
  - ④ 予定価格の事後公表
- (2) 大規模災害対応における官民協力体制の構築
- (3) 建設関連業の存続・発展に向けた取り組みへの支援・協力



### 3 県建設事務所との意見交換会

日 時：平成 27 年 7 月 29 日（水）～9 月 2 日（水）



場 所：4事務所（西部，東部，備北，広島港湾）

出席者

（県庁） 所長（支所長），次長（事務・技術），関係課長等

（協会） 会長，副会長，経営委員長，関係理事・経営委員，事務局長

要望内容

(1) 中小企業等の受注機会の確保

- ① 価格競争入札枠の拡充
- ② 実績要件（地域性・価格等）の緩和
- ③ 配置予定技術者要件の厳格化
- ④ 手持ち件数評価点の見直し
- ⑤ 発注標準の適正運用
- ⑥ 地元企業優先枠の新設

(2) 入札関係資料作成業務に係る負担の軽減

(3) 入札契約制度全般

(4) 災害支援協定

#### 4 土木建築局長との協議

日 時：平成 27 年 11 月 25 日（水） 11：00

場 所：土木局長室

出席者

（県庁） 土木建築局長，土木整備部長，建設産業課長等

（協会） 会長，副会長，経営委員長，事務局長

協議内容

- (1) 入札契約
- (2) 災害支援協定
- (3) 施工管理補助管理業務

#### 5 経営者懇談会

日 時：平成 27 年 12 月 2 日（水） 15：45

場 所：ひろしま国際ホテル

講 演

「測量設計会社の経営力を向上させる 3つのポイント」

ハタコンサルタント(株)

代表取締役 降旗達生氏



講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H27.4.16 (広島県立総合 体育館)	技術士第二次受験対策 講習会	技術委員会	8社12名 (中国4県 測 協 会 員・非会 員含む)	技術士の資格取得に向けた関連知識の 習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設5.5ポイント 
H27.5.13 (広島県立総合 体育館)	コンクリート診断士受験 対策講習会	技術委員会	11社12名 (中国4県 測 協 会 員・非会 員含む)	コンクリート診断士の資格取得に向け た関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設6.16ポイント 
H27.5.27 (広島県立総合 体育館)	RCCM 受験対策講習会	技術委員会	16社31名 (中国4県 測 協 会 員・非会 員含む)	RCCM の資格取得に向けた関連知識の習 得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設5.66ポイント 
H27.6.4 (広島県立総合 体育館)	安全・安心技術研修	技術委員会	18社36名 (中国4県 測 協 会 員・非会 員含む)	災害に備えて、のり面・斜面に対する理 解を深めるための知識の習得や技術力 の向上を図る。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設6.25ポイント 
H27.6.8 (広島県立総合 体育館)	災害復旧実務講座(コンサ ルタント編)	広島県土木 協会, 技術 委員会	33社64名 (中国4県 測 協 会 員・非会 員含む)	実際に作成した災害査定設計書と比 較・検討し, 実務に関する知識を習得 ☆ CPDポイント 測量5ポイント・建設4.66ポイント 
H27.7.1 (広島県立総合 体育館)	建設コンサルタント技術 講習会	技術委員会	29社95名 (中国4県 測 協 会 員・非会 員含む)	土木関係調査設計業務の適正な施行及 び技術力向上を図る。 ☆ CPDポイント 測量・設計3ポイント・ 建設2.91ポイント 

## 講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H27.8.11 (広島県立総合 体育館)	非開削地下探査・非破壊構 造物技術講習会	技術委員 会・エスパ ー探査協会	37社91名 (中国4県 測協・エス パー探査 協会会員)	社会インフラの維持管理や品質管理 の為の非開削地下探査や、非破壊構造 物調査のニーズが高まってきており、 地下埋設物探査・空洞探査及び、コン クリート構造物の診断等を学ぶ。 ☆ CPDポイント 測量・設計3ポイント・ 建設2.50ポイント 
H27.4.24 (広島県立広島 産業会館)	CIM 情報化施工最新情報 セミナー	中国地区協 議会		比較的小規模工事においても有効な 技術であり、施工規模の大小に関わら ず、今後も早い機会に広範囲に利用が 拡大され、同時に情報化施工技術とも 連携した「ICT技術」のさらなる普及 を望む。 ☆ CPDポイント 設計4ポイント 
H27.10.9 (ビッグハート 出雲)	第3回設計関係技術発表 会	中国地区協 議会	6社18名 (広島県 測協会員 参加者)	国の優良業務表彰事例発表 ☆ CPDポイント 測量4ポイント・建設3.5ポイント 設計3ポイント
H27.10.20 (広島県民文化 センター)	建設関連5団体共催(独禁 法)講習会	技術委員会	17社40名 (広島県 測協会員 参加者)	自由経済社会の下で事業活動を行う 上で、事業者が最低限守らなければなら ないルールである事を再認識する。 ☆ CPDポイント 測量3ポイント・建設2.5ポイント 設計2ポイント 

## 平成 27 年度 中国地方整備局企画部との意見交換会

日 時：平成 27 年 10 月 29 日（木） 16：30

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

（国） 企画部長，技術調整管理官，技術開発調整官，技術管理課長等

（協議会） 会長，副会長（各県測協会長），幹事等

要望内容

- 1 安全で安心な地域社会の実現に寄与する社会基盤整備の円滑な推進が可能となる業務量の確保と実施態勢の整備
- 2 地元業者の受注機会の確保に配慮した入札契約制度の整備
  - （1） 地域要件の設定による地元企業の受注機会の確保
    - ① “総合評価落札方式”については、「管内本店企業」への発注を基本とする。
    - ② 中でも公共施設等の調査点検や道路維持修繕補修設計等の老朽化対策業務については、地元企業の受注枠の一層の確保を図る。
    - ③ 老朽化対策業務のうち橋梁補修・補強設計業務については管内本店企業の受注が可能となるプロポーザル方式による運用方法の見直し
  - （2） 調査基準価格の見直し
  - （3） 発注時の調整による受注企業の分散化
  - （4） 評価項目としての CPD 要素の統一的な採択・運用
- 3 表彰制度における地方企業の受賞機会の拡大
- 4 官民連携・協力による技術力向上及び人材育成施策の推進



## 第 20 回中国地区測量技術講演会

日 時：平成 27 年 6 月 18 日（木） 13：00

場 所：広島県民文化センター

特別講演

「平成 26 年 8 月広島市の土砂災害発生場の状況と教訓」

広島大学 大学院 総合科学研究科 教授 海 堀 正 博氏

技術講演

1 「防災分野における地理空間情報の整備・提供・活用」

国土交通省 国土地理院 企画部 防災推進室 室長 宮 口 誠 司氏

2 「平成 26 年広島豪雨災害における被災状況の把握のための地理空間情報の利活用」

広島県 土木建築局 技術企画課 佐々木 光氏

3 「土砂災害対策における近年の測量技術の活用事例」

国際航業(株) 防災部 事業企画担当部長 島 田 徹氏

参加者（広島県測協）

22 社 126 名

## 第3回中国地区協議会技術発表会

日 時：平成27年10月9日（金） 13：00

場 所：ビッグハート出雲

特別講演

「橋梁点検・診断における課題」

松江工業高等専門学校 環境建設工学科 教授 松崎 靖彦氏

事例発表

1 「佐波川鈴屋真尾地区地質調査業務」

常盤地下工業(株) 技術部第2課 課長補佐 吉原 和彦氏

2 「中国管内広域幹線道路整備計画検討業務」

復建調査設計(株) 総合計画部 部長 安達 誠氏

3 「<sup>こうなん</sup>岡南橋梁点検業務」

(株)ウエスコ 岡山支社設計部 技師長 黒川 健児氏

4 「県道津山智頭八東線道路改良工事（芦津工区）測量及び道路詳細設計業務（その2）」

アサヒコンサルタント(株) 設計課 課長 植木 高志氏

5 「湖陵・多伎道路地質調査業務」

出雲グリーン(株) 調査部 課長 遠藤 篤志氏

参加者（広島県測協）

6社18名



## 明るい未来のために 私たちにできること



本社：広島県三次市四拾貫町338-1  
<http://tamaru-ct.co.jp>

### ※会社概要

設 立 昭和62年8月1日

資 本 金 1000万円

事 務 所 本社（三次市）  
庄原営業所（庄原市）  
安芸高田営業所（安芸高田市）

芸北営業所（山県郡）

登 録 測量業  
建設コンサルタント  
補償コンサルタント  
ISO 9001:2008

所属団体 (一社) 広島県測量設計協会  
(一社) 日本国土調査測量協会  
(公社) 土地改良測量設計技術協会  
(公社) 日本測量協会

日頃より弊社の活動に多大なるご支援をいただき、厚くお礼申しあげます。

弊社は、昭和62年4月に有限会社田丸測量として創業いたしました。

創業当初は、地元県北を中心に、建設工事関係の施工管理・現場測量を受けておりました。縁あって広島県土地改良事業団体連合会様の協力会社として、圃場整備に伴う地形測量から確定測量、集落排水事業に伴う管路の測量設計業務、国土調査法に伴う地籍調査業務等を受注させて頂いております。

平成12年4月に建設コンサルタント業登録、平成15年12月に補償コンサルタント業登録を行い、組織力の拡大を切望して、平成14年4月には、株式会社タマルコンサルタントとして組織変更を行い、広島県北部の総合建設コンサルタントとして、測量・設計・調査等を通じて、地域社会の発展に微力ながら寄与してまいりました。

私たちは社員一人ひとりが、「明るい未来のために私たちにできること」をスローガンに日々技術を磨くことは勿論のこと、広く社会に貢献することを使命として高度な専門技術や多分野にわたる知識、豊富な経験を駆使して、顧客に信頼される高いサービスの提供に努めていくと共に、常に「必要とされる会社」で有り続けたいと願っております。

何卒、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終りになりましたが、(一社)広島県測量設計業協会の更なる発展と会員皆様方のご健勝を心より願っております。

代表取締役 田丸 隆 教

## スローガン

# 明るい未来のために

# 私たちにできること

日々技術を磨くことは勿論のこと、広く社会に貢献することを使命として、高度な専門技術や他分野にわたる知識、豊富な経験を駆使して、顧客に信頼される高いサービスの提供に努めていくと共に、常に「必要とされる会社」で有り続けたいと願っております。

### 建設コンサルタント部門

#### 地域特性に馴染んだ設計

地域の人々の安全安心な暮らしを支えるために、あらゆる技術と経験を生かし道路・河川をはじめとする設計を中心に、地域特性に馴染んだまちづくりを目指しています。



### 測量部門

#### 高品質な測量で顧客や社会のニーズに対応

測量は、地球表面上の位置関係を定めるための技術であり、当社の高い技術力と最新の機器を駆使して、顧客のニーズを的確に把握し、精度の高い成果を提供いたします。GNSS測量、基準点測量、水準測量、又、土地の境界を測量する用地測量など測量業務全般を行っています。



### 地質調査部門

#### 土地と話をしよう

建設事業や土地造成などを行う上で地質の問題点を調査・解析を行います。基礎地盤データを得るために各種調査及び試験を行い高精度のデータの提供を行っています。



### 補償コンサルタント部門

#### 生活や財産との調和をご提案

公共事業を施行するにあたり、土地を取得したり建物等の移転等にかかる補償を中立・公平な立場で調査を行います。



### 地域活動

#### 地域とともに

この地域で企業活動が行えるのは、地域の皆様のご理解とご協力のお蔭と日々感じています。当社ではアダプト活動をはじめ三次花火大会への協賛、学生のインターシップ受入れなどを行い少しでも地域活動に貢献出来ればと考えています。





## 「測量設計業と新事業への取り組み」

株式会社陸地コンサルタント  
代表取締役社長 佐々木 仁志

現在、一般社団法人広島県測量設計業協会の理事を務めさせていただいております。そして、委員会活動では、技術委員会の委員長を仰せつかり、協会会員企業を中心とし、技術資格受験対策の講習会や技術者のスキルアップのためのお手伝いをさせていただいております。

私は、大学卒業後、大阪（3年間）と広島市内（10年間）の企業で技術者として働き、平成11年4月に父が経営する株式会社陸地コンサルタントに入社し、2年後の平成13年9月より社長に就任しました。

弊社は、父が昭和39年2月に社員3名で、有限会社広島陸地測量として創立したもので、今年で53年目を迎えます。当時の測量は、官公庁による直営から民間委託に移行する過渡期で、測量会社も少なかったこともあり、公務員（建設省）を辞しての起業であったようです。その後は、時代の流れとともに社名も変え、昭和53年に今の社名に変更しました。測量業から始め、ニーズの多様化に伴い、総合建設コンサルタントとして、東広島市をはじめ、広島県、国土交通省等の官公庁や民間の社会インフラ整備の一翼を担う業務委託を中心に事業を続けてまいりました。

国内情勢の変化に伴い、社会インフラ整備に関する業務委託の縮小の道は避けられないと考えています。そんな中で、昨今増えている公共施設の「指定管理者制度」への取り組みを一昨年からはじめ、平成27年4月から東広島市の「福富多目的グラウンド」の指定管理を受託し、運営管理を行っています。また、平成28年4月からは広島県の「県民文化センターふくやま」の指定管理を共同企業体の一員として受託、運営管理していきます。これらの業務は、建設コンサルタント業とは違う分野ですが、社会インフラ整備に携わる企業として、新たな視点で事業化して行きたいと考えています。

今後も社会インフラ整備に継続的に携わっていくためにも、人材の確保・育成や技術力の向上に努め、広い視野を持ってしっかりとした経営体制を構築し、一般社団法人広島県測量設計業協会の活動と発展のお役に立ちたいと考えておりますので、何卒、ご支援ご指導のほど、よろしく願いいたします。

## （株）トリンブルパートナーズ中国

弊社は平成 25 年 8 月 1 日に「トリンブルパートナーズ広島」と「トリンブルパートナーズ岡山」を統合し、トリンブルパートナーズ中国を新たに設立いたしました。府中町に本店、岡山市北区に営業所を構えております。会社名の通り、弊社は株式会社ニコン・トリンブルの中国地区代理店を務めており、ニコン・トリンブル社製の（トータルステーション・GNSS 受信機・測量 CAD システム・3D レーザースキャナ等）や最近では測量調査用の UAV（ドローン）の販売・保守を行っております。

直近では、GNSS 受信機において Galileo 衛星受信およびその基線解析にいち早く対応いたしました。



GNSS 受信機(QZSS・Galileo 対応 TrimbleR10/Net R9)

サーボトータルステーション(TrimbleS7/S5)



マニュアル式トータルステーション(TrimbleM3DR)

3D レーザースキャナ(TrimbleTX-8)



測量調査用ドローン(SPIDER CS8/CS6)

なお、弊社では、販売する測量システムすべてのデモ機を複数台所有しており、デモンストレーション用のみならず、購入検討時に実際使用して頂いたり、修理または点検調整期間の代替機として活用しております。また、計測器の短期レンタルあるいは計測業務の作業も一部お手伝い出来る体制が整っておりますので、何卒お気軽にご相談ください。

今後とも、社員一同力を合わせ、皆様の業務のお手伝いと地域社会の発展にお役にたてたらと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 「ある地方建設会社の盛衰」

株式会社 日野原富士コンサルタント  
代表取締役 日野原 淨弘

半世紀近く、建設関連業界に携わっていると、受注産業の厳しい経営環境から離れられない宿命を感じずにはいられない。

最近では国土強靱化基本法(2013年12月)に基づき、防災・減災の強化、これから建設産業の主役になるインフラの老朽化対策等次世代へ期待するところは大きいのだが、地方の建設関連業としては不安が残るところである。

私は1967年(昭和42年)4月に広島市内に本社のある建設会社に新入社員24~5名の一人として、土木部に入社した。

この会社で受けた社会教育・実務体験が、これ迄の私の人生での判断基準の重要な部分になっている。

その時同時入社し、気の合った9人による「9人会」は一杯飲みかわしながら当時の業界や世間話をするひと時がいまだに続いている。

高度成長に本格的に入りつつある1960年(昭和35年)、池田内閣が唱えた「月給二倍論」により、地方に於ける建設業は、戦後の失業対策、半農半業による農家等が公共工事の担い手としてインフラの整備を図り、その対価によって生活を支えていた。

この会社は戦前に、元参議院議員と実業家が設立し、戦後に本格的に建設会社として営業していたもので、たまたま私が入社した時期に年商25億円(建築70%、土木30%の比率)、社員数100名前後だった会社を、3年後に二代目の社長が“100億円企業へ”と大きな目標を掲げ、早速東京へ自社ビルの建設と支店を出店し、千葉県行徳に社宅を完備、三代目社長となる人が東京支店長として営業を開始したのである。

それには周到な準備があったと思うが、当時は全国的にも経営コンサルタントの指導により、社員、幹部、役員をランク別にカリキュラムを変え、精神教育から社会人教育、目標貫徹の組織づくり等を徹底的に指導し、高度成長経済に対応させるという会社経営が流行っていた時期でもある。

“無限に挑む”という社是のもと、社員研修の場は三原の仏通寺、江田島の術科学校等で30~40名の合宿研修、期間は1週間から10日間、心身ともにみっちり鍛えられるというもので、全社員が各々の身分で教育を受けていたのである。

私の場合は他2名と、鎌倉の円覚寺で行われた他社から集まった30名が寝食を共

にする合同研修会への参加であった。

早朝より座禅で始まり、午後の7時頃迄、入れ替わり指導員による教育を受けるわけである。

技術的専門知識については、土木学会の研究発表大会、土と基礎等の講習会へ参加し、また1968年（昭和43年）には当時の建設省の建設大学校沼津分校で20名程度が合宿により品質管理の実習と講習を1週間受けた。受講生は大手から中堅ゼネコンの若手社員である。

どうもこの講習会は2年後に制定された土木施工管理技士資格の前段だったのだろう。

この会社の経営も2回のオイルショック等の悪要因もあったが、この二代目社長はカリスマ性があり広島県建設工業協会会長も務め順調に推移し、1973年（昭和48年）には年商40億円、私が退社した1979年（昭和54年）には、確か80億円前後だったと記憶している。

1990年（平成2年）代に入ると、バブルの崩壊による民間建築工事の激減に対する政府の景気の下支えにより、公共土木工事は増え続け、1996年（平成8年）までは、公共・民間の建設総投資額は80兆円位確保されており、地方建設業者も一時的に好景気であった。

2000年（平成12年）代に入り、そのツケが国・自治体の借金増大に繋がり、建設産業界は構造不況に突入し、準大手・中堅・地場ゼネコンの相次ぐ破綻・淘汰・再編が始まったわけである。

2008年（平成20年）には、リーマン・ショックによる景気の後退、さらに翌年の政権交代による2010年度（平成22年度）の公共事業費18.3%削減、また、建設総投資額も43兆円に落ち込み、再び建設業界の淘汰・再編が起こることとなった。

丁度、その時期の後半に私が在籍した会社は業界から姿を消し、昨年（平成27年）1月には私の4年後輩の友人であった5代目社長が亡くなったのであります。

一方、私は測量・設計業界に身を転じて35年経つが、同じ建設産業にいる者として一抹の悲哀を感じざるを得なかった。

この事象は昭和20年前後生まれの建設関係者は、徐々には感じていた人もいたが、多くはこの早い公共事業の激減は意外中の意外であったと思っている。

しかし、このままでは済まされません。

これまでも「これからは地方の時代」と言われて幾久しい、地方が蘇らなければ国全体の活性化は望めない。

この事は、2015年（平成27年）に「まち・ひと・しごと創生本部」が創設されて、今後期待するところが多い要素であるが、早く具体的な行動を示してほしいものである。

これからの地方の建設業界は“地方の事は地方で処置、処理が出来る”気持ちを強く持ち、技術力の研鑽と創意工夫を行い行政の信頼を得ることと、官民協力によるPFI/PPP事業等により、計画的受注の増加を図ること等で、安定した経営基盤を構築することもひとつだと考える。

こうした事により、業界も若い人達が建設業に入れる仕組み作りを考え、業界全体の社会的地位の向上を目指し、努力しなければならないと感じる、今日この頃である。

日刊建設工業新聞 (2015-2.9)

# 次代を担う

担い手の確保・育成は建設業界にとって避けて通れない課題となっているが、当事者である若者は現状をどう捉えているのだろうか。広島県測量設計業協会の協力を得て、会員企業の次代を担う人たちに思いを寄稿してもらった。

◇ ◆ ◆  
バブル期を知らない世代にとって、出口の見えない不況は「将来への不安」そのもの。相談し合える同期・同世代も少なく、それがさらなる不安の種を生み出す。これを打開する方法の一つとして、労働組合で始めたのが「FGEX

## 広島県測量設計業協会

「u Greenプロジェクト」  
このプロジェクトは、所属間・世代間を越えた社内の交流促進を目的に、地域で行われるボランティアやイベント活動へ、社員同士が声を掛け合い参加しようという



環境部 設計調査復建

川上 佐知

もので、労働組合では参加する社員に対し、一定額の助成を行って活動を支援している。

支援条件は、発起人が組合員（若手）であること、社内シス

テムを活用し社内に広く参加を呼び掛けることの二つ。開始から5

年が経過し、これまでに立ち上がったプロジェクトは19、参加した社員は延べ240人になる。

## 非日常の交流で組織に活力

で笑いと会話は尽きず、誰もが会社・職場・共に働く社員とのつながりを感じたと思う。この共通の非日常体験により、参加者の中で共通の話題が生まれ、これまで交流のなかった社員の間にも会話が交わされるようになったと聞く。

プロジェクトを通じ、イベント活動等の社外における非日常体験は、うまく活用することで社内コミュニケーションを活性化させ、組織を一つにまとめるだけでなく、社員のモチベーションを上げる起爆剤になると実感した。非日常の場だからこそ、効果的に生まれる社内交流もあるのではないだろうか。そして、このような交流の形から、組織に新たな活力が生まれるのかもしれない。

## 次代を担

建設業を取り巻く環境は年々悪化し、その中でも若手技術者の人手不足が深刻な状況である。私も社の中で中堅となり、若手技術者をどう育てるか、また、魅力ある会社とは何かについて考えた。

当社では、社内研修を2008年から始めて今では毎年4回程度行い、継続教育制度(CPD)で20単位を目指している。講師は役員や社員という顔なじみではあるが、他部署と行う技術発表、技術講習会、グループ討議ではさまざまな意見が飛

### 広島県測量設計業協会

び交い、測量・調査・設計・営業の班の連携ができて、他部署との関わりや交流が新たな知識の向上につなが



明伸建設コンサルタント 技術部

ひのき かつとし  
**檜木 勝利**

がっている。

対象は全社員ということもあり、先輩・後輩の枠を超えて、若手の技術力・知識の向上・社内コミュニケーションの向上に欠かせないツールのひとつになり参加率も高い。

社内研修という身近ではあるが、簡単に話しやすい環境が、若手に限らず社員の技術力や知識の向上、日々のコミュニケーションの改善につながっており、これからは若手を育てながら活力ある会社、魅力あるコンサルタントとして活躍していきたいと思っている。

### 社内研修でコミュニケーション向上

# 日刊建設工業新聞

(2015. 5. 22)

## 次代を担う

私たち建設関連業を取り巻く環境は少しずつ明るい兆しも見えはじめているように思えるが、厳しい状況にあることに変わりない。また、若手の人材不足は、私たちの職場においても深刻なものと感じている。そのような中、私自身が必要なスキルとモチベーションを備えた技術者に成長するため、三つのことを心掛け取り組むようにしている。

一つはフォローアップ教育である。私も社内では中堅であるため、今まで自分が学んだ知識や経験を若い社員へ伝え、作業での問題が発生した場合のアドバイスをを行うようにしている。

## 広島県測量設計業協会

二つ目はモチベーションを向上させるため、毎年目標を設定している。例えば資格の取得である。受験のために学んだことは自身のスキルアップにつながり、合格したときの達成感や業務においても自信となりさら



中国開発調査 測量部

高野 智識

なる向上心を持つことができる。三つ目は社内での協調性である。部署間での会議では、積極的に議論することになっている。他部署との連携が取れ、新たな知識向上にもつながっている。

その他にも社会貢献活動の一環として「グリーン太田川」への参加を呼び掛けたところ、多くの社員とその家族が参加してくれた。近隣の人家や企業と一緒に地元の河川敷を清掃する。このような交流が会社と地域に活力を生むのだと思う。これからも魅力ある職場づくりを考えながら、中国開発調査の一員として活躍し社会貢献できればと思っている。

## 連携・交流の促進と知識向上へ



# 日刊建設工業新聞

(7.6.7.16)

## 次代を担う

今、建設業界で大きな課題になっているのが、若手技術者の人材不足である。バブル崩壊以降、景気の低迷や公共事業の削減などで、倒産やリストラ、転職する人が相次ぐなど、マイナスイメージが建設業界の人気低迷につながっている。

私自身、まだ入社5年目の若手であり、同期や後輩はいない。一番近い先輩も7歳以上離れている。そのため、当社は若手社員がチャレンジをアピールすればチャンスを提供してくれる。3年目には当社で初となる「水門調査」、翌年は広島県では初となる「ため池簡易耐震診断」を任された。

### 広島県測量設計業協会

初の業務ということで、先輩方に直接教わることでできなかったが、仕様書や参考資料等で勉強し、臨んだ。一から計画および建備、工程管理等を行うのが初めなので、うまくいかず、効率が悪くなることもあった。



フクヨシエンジニアリング 技術部

### 紀 貴 室

だが、上司の助言や先輩方の協力があったことで無事に業務を納めることができた。

当社では、社内研修会を毎年行っており、いつもは受講する立場であったが、本年度は「ため池簡易耐震診断」について講師として研修をさせていただき、いろいろな目線からの意見を聞け、より知識を深めることができた。

若手技術者に活躍のチャンスを提供することで、建設業界が活性化し、次代の担い手確保につながると思っている。私も、一人の技術者としての誇りを持ち、活躍できるよう、日々精進していきたいと思う。

## 若手技術者の活躍で業界活性化

## 次代を担う

私がいま仕事で特に興味を持ち取り組んでいる分野は、GIS(地理情報システム)です。GISとは位置や空間に関するさまざまな情報をコンピュータ上に重ね合わせ、情報に関する分析・解析を行い、情報を視覚的に表示させるシステムです。

例えば防災対策を行うに当たり、防災施設がどこにあるのか、災害時に壊れやすい老朽化した木造住宅の分布や一人暮らしの高齢者がどこに住んでいるのかという情報は重要です。

これまではそれぞれ別の紙の地図や台帳にまとめられており、その

### 広島県測量設計業協会

情報の関連性を知ることが大変困難でした。防災施設の情報にしても、木造住宅の分布の情報にしてもすべて「位置」という情報を持っていま



ダイホーコンサルタント 設計部  
西 健次

この「位置」という情報をキーワードとするとすべての情報をまとめることができ、地図や航空写真の上に重ね合わせることができ、さまざまな情報の関連性が一目でわかり、これまでは想像できなかった新しい世界を知ることができるようになり、よい仕事を楽しめるようになりました。

自分のやっている仕事の成果がどのように活用され、地域の人々の役にどのように立つかなどを知れば、やりがいや誇りを持つ人も増え業界の担い手の確保につながるのではないかと思います。

## 「位置」キーワードに新しい世界知る

# 日刊建設工業新聞 (2015.12.14)

## 次代を担う

私自身、会社の中では中堅クラスとなり、業務を進める上でもただ与えられた業務をこなすのではなく、後進の指導とともに、成果品の品質管理・品質向上に取り組みよう、日々精進している。

現在は設計部道路交通課に所属し、主に道路の計画・設計を行っているが、最近では社内における会議に際し、技術提案作成時にもとより通常業務時においても、若手技術者や業務分野の異なる他課の専門技術者の参画を求めたブレインストーミングの手法を積極的に取り入れるよ

う提案・実践している。  
ブレインストーミングの原則のうち、①相野な考えを歓迎する(自由奔放)②量を重視する(質より量)③ア



セトウチ 設計部  
濱崎 義久

向上心忘れず知識と応用能力高める

アイデアを結合し発展させる(結合改善)、これらの過程は多角的に物事を捉える点、および問題点の抽出・早期解決に非常に有効的であるとともに、若手技術者においては積極的にアイデアを出す姿勢が求められる盲点な場になっていると実感している。  
これからも、多様な視点が求められる社会資本整備において、発注者の良きパートナーとして柔軟できめ細かな技術力の提供、ひいては社会貢献が行えるよう、常に向上心を忘れず、知識と応用能力を高めていきたいと思う。

## 平成27年度県との意見交換会協議録（要旨）

- 1 日時 平成27年10月6日（火）
- 2 会場 ひろしま国際ホテル 3階「サファイア」
- 3 出席者 広島県：土木整備部長，建設産業課長，技術管理担当監 等  
県測協：会長，副会長，各委員長，経営副委員長，事務局長
- 4 提案・要望事項協議結果

### 1 適正な競争環境の整備

#### (1) 入札関係資料作成業務における負担軽減及び契約関係手続の簡素化・適正化

【長谷川技術管理担当監（回答）】

##### ア 業務費内訳書の提供方法

入札情報共有システムのPDFデータの改善，テキスト認識可能なデータへの統一に向け取り組んでいる。

積算システムの帳票については平成26年12月に改善され，イメージデータを使用しない場合は一般ソフトでの利用が可能となっている。

イメージデータによる提供が一部の発注機関で残っているが早期解決に向け取り組む。

##### イ 期間短縮

本年度の改正でテクリスデータの添付を不要とするなどの簡素化を図った。

また技術資料については，システムでの提出を可能としたことにより，落札決定までの所要期間について発注者の事務量が増加する中で開札から契約までの平均日数は平成25年度が12.3日，平成26年度が11.4日，平成27年度が9月末現在10.8日と着実に短縮している。引き続き更なる短縮に向け取り組んでいく。

【経営委員長】

- 期間短縮については総合評価での技術者配置の問題もあり1日でも早く決定して頂きたい。提出資料の作成期間についても短縮できる余地があるとの意見があった。

【河野副会長】

- 特別簡易型については1週間程度に短縮して頂くようお願いする。  
「ア 業務費内訳書の提供方法」についてPDFデータで取り込みについても完璧となるよう指導をお願いする。

【長谷川技術管理担当監】

- 少しずつでも対応していることを理解して頂きたい。

#### (2) 業務の円滑な実施に必要な体制の整備及び運用の円滑化

【経営委員長（補足説明）】

- 「ア 入札関連情報提供方法の見直し」については、入札から落札決定までは100%電子情報による“やりとり”となっているが変更が発生した時に電話による場合があり、社内で情報を共有できない事態が生じることが考えられることから提案させて頂いた。
- 「イ 現行の情報共有システムにおける登録期限等の見直し」については、契約締結後の関連情報の提供を受けた後に受託者が登録する期間が、休日を含む7日となっている。テクリスと同様に休日を除いた形に見直して頂きたい。

【長谷川技術管理担当監（回答）】

ア 入札関連情報提供方法の見直し

入札結果情報でシステムにリンクしていない案件については、改善に向け周知を図っていきたい。電話による連絡は仕組み上は存在しない。解消に向け徹底していきたい。

イ 現行の情報共有システムにおける登録期限等の見直し

利用開始の登録については期限を設定していない。制度の適用開始時に業務担当者以外の者（入札担当者等）を連絡先として登録していたため業務の着手後においても落札者側の手続きが行われなかった案件が多く見られた。こうした状況を受け、県からメールした後の7日間は利用登録が完了するまで毎日案内メールを送ることとし、8日目に完了していない場合は技術企画課から電話で連絡している。

案内メールの確認の問い合わせ方法などについて簡素化に向けた検討を行っている。

【河野副会長】

- 「ア入札関連情報提供方法の見直し」について、電話はオプションでメールと併せ技でやってくればベストで徹底が図れる。

(3) 中小企業等の受注環境の改善に向けた入札制度の見直し

ア 企業の規模別受注シェアの変動を考慮した調達方式の弾力的な運用の徹底実施

イ 技術力及び企業の規模別受注シェアを考慮した指名選考の徹底実施

ウ 建設事務所（支所を含む）管外要件の拡大

エ 総合評価方式に民間資格要件の導入

【河野副会長】（資料「業務関係入札状況」でア&イの補足説明）

- 特徴1（発注ロットが大きい案件の増加）について、発注額は対昨年度同時期比較で26%、金額で8億円、受注額は率で35%、金額で約9億円の伸びとなっている。発注件数が22件の減となっている原因としては、今年度は発注ロットが大きくなったということ。発注ロットの縮小を是非ともお願いしたい。
- 特徴2（調達方式別の受注金額割合）について、総合評価が減り（55%→44%）価格競争入札が11%増加（44%→56%）。価格競争では増加額9億円のうち8億

円が土砂法関係となっている。要望としては価格競争が増えたことにより「クジ」が氾濫した。これを解消する方法を検討・実施して頂きたい。

- 特徴3について、受注額を県内3社とその他企業とのバランスで見た場合、平成22年度はその他中小が56%、県内大手3社が32%で26年度まで概ね同じ状況で推移しているが、今年はその他中小が48%と一機にダウンしている。一方で県内大手3社が41%に激増し、今年度4カ月経過した時点でバランスが大きく崩れている。
- 裏面の「金額帯別受注額（H26/H27.8）」に表示しているように今年度は1千万円以上の区分で県内大手3社が大きく増えている。
- 「企業規模に応じた安定経営への対応」で我々業界が置かれた現状、課題、講じるべき対策を整理しており、具体的には「会社規模に応じた受注機会の確保」が必要であり、会員36社が安定経営を達成するために、「会社の規模に応じた受注が確保できるよう配慮して頂きたい」ということがこの資料のデータで浮かび上がった課題である。
- 対策として3つを挙げており、個々には技術力、品質確保が大前提でこれに加えて会社規模別の受注バランスを考慮した指名選考となるよう検討をお願いしたい。  
また発注ロットを小さくし、件数を確保し中小企業の受注実績を確保して頂きたい。  
これらは相互に微妙に関連しており3つの「合わせ技」で対応しないとうまくいかない。

#### 【経営委員長】（補足説明）

- 中小企業の受注機会が失われている状況下で発注規模1千万～2千万円の測量業務を総合評価で発注している事例が見受けられる。  
中小企業の受注機会を確保するための対応策として、現地作業や測量については、金額の多少に関わらず価格競争にして頂きたい。
- イに関しては、中小企業に限定した総合評価の実施について検討をお願いする。

#### 【長谷川技術管理担当監（回答）】

- 基本的な発注方針として、測量と地質調査については一部の業務（規模の大きい案件）を除いて、また災害関連と点検業務を総合評価の適用除外としている。  
価格競争についても高度な内容若しくは特殊な業務を除いて発注事務処理要綱及び発注標準を基本とするなど発注標準の趣旨や業務の内容を踏まえ業務の規模・難易度・地域性等に配慮し、より適切な業者選定に努めている。
- 品質確保を含め確実な履行を担保するため業務の履行状況について厳格な把握と評価に努めている。また、一定の企業が長期間に亘り著しく多くの業務を受注した場合に災害対応等を含む地域の業務の実施や担い手の確保に支障を来すことが懸念される。  
こうしたことを踏まえ受注状況を注視していきたい。
- 一方で、総合評価方式において一定規模以下或は難易度の低い業務については企業の規模に拘わらず、取り組みが評価されやすい項目の設定や必要以上の要求とならないよう検討する必要があると考えており、試行結果を踏まえ次の制度改正に向け検討していく。

- 「ウ 管外要件の緩和」については、業務内容によっては建設事務所単位に拡大しているものもある。地域を限定した形に替えて自然条件などを具体的に示した同種業務実績の設定を行うことによる対象地域の拡大を含め検討していきたい。
- 「エ 総合評価方式への民間資格要件の導入」については、業務の内容によってコンクリート診断士等専門性が適切に評価に反映出来るよう検討していきたい。

**【河野副会長】**

- 規模・内容・難易度が微妙に絡んでくる。バランスを考えて頂き是非とも地元中小企業が生き残れるようにして頂きたい。

**【会長】**

- 以前の制度では手持ち件数ゼロが一番点数が高く、これで受注が決まっていたからゼロの人を探してきていた。これは品質を確保するという本質からずれており、これではダメということで今の制度に替えていただいたが、結果として規模の大きい会社に有利になった。制度改正が難しい場合は運用で中小の受注機会を確保していただきたい。

**【土木整備部長】**

- 何が正解かの判断は難しい、唯一正しいのは契約内容をしっかり理解し良いものを納めるという視点。無理して多く受注することは問題がある。
- 品質の確保が出来るのに手間暇かけて総合評価を行う必要はない。成果品の品質が価格競争と同じという整理が出来れば価格競争でいい。総合評価は間違いなく質の高い成果品が出来る。これを積み上げて出てきた結果がバランスになる。  
具体的にどこを目指すかを特定することは、難しい。
- 今の評価基準、例えば手持ち件数の問題、現実はどうなっているかはよく分からない。
- 長期的に見たらバランスが崩れて、担い手が寡占状態になる、これも困る。中々難しい問題だ。

**【会長】**

- 会長就任時に76社だった会員数は昨年度には33社まで減った。現在会員として残っている企業は災害対応等非常時への備えとして必要になる最低限の数だと思う。そうなりと県測協としては会員企業が安定経営していける、社員の新規採用も出来るような状況になるよう対応していかないといけない。発災後は我々の測量部隊が最初に出動することになる。こうした状況を是非とも勘案して頂きたい。

**【土木整備部長】**

- 同感だ。入札制度を変更した場合、例としては土砂法関連業務が完了した後にどうなるかという問題もあり簡単には変えられないが、総合評価と価格競争の適用の在り方について検討する必要がある。例えば不必要に大手有利になっていないかをチェックすることは

必要だ。

【河野副会長】

- 提案書では「見直し」になっているが、まずは「検証」し、それから良い方法を考えて頂く。今の制度の中で様々な要素を“合わせ技、”で適用していく方法が良いと思う。

【土木整備部長】

- 土砂法関連業務は緊急的に価格競争入札にしているが、来年度以降どうするか決めたものは無い。発注件数も決めてはない。調査件数は倍になるが発注件数が倍になることは決めていない。大がかりな事業を実施していく中でコンサルタントにどのようにお願いするかが課題で、中小企業を見ていないという訳ではない。どこをターゲットにして検証・見直しを行っていくか難しい課題だ。

【法堂副会長】

- 中小企業の場合は1年勝負で2年間受注が無いという状況ではしっかりした経営計画を立てられない。出来るだけ短いスパンでの見直しをお願いしたい。

(4) 土砂災害警戒区域指定業務の円滑な施行に配慮した入札の執行

ア 適正な事業規模を考慮した事業計画の作成

イ 事務所間調整による発注計画の作成

ウ 同一事務所における入札・開札日程の調整等

【長谷川技術管理担当監（回答）】

- この業務は平成30年までに調査を完了し31年度に指定完了を目指す最優先課題であることから、可能な限り早期に契約し確実に完了させることが絶対条件である。発注者としてはこの課題をクリアするために規模の大型化や工区設定、段階的な発注など様々な手法を検討し迅速かつ円滑な実施を図っていかないといけない。契約後においても履行状況等を厳格に確認・把握することを考えている。

【会長】

- 事務所間調整で具体的な方法はないか。「一抜け」をやっていただければいいのだが。

【土木整備部長】

- 事務所間調整をやると入札を実施する期間が長期間となり最後は計画通り完了できなくなる。ロットを大きくして発注し、受注した企業は参加できない仕組みも考えられるが何件が適切かということになる。

早く発注し、早くやってもらわないといけない。今年度は県内業者優先で実施している



が確実に履行してもらえるか心配している。

【河野副会長】

- やらないといけない。今年度は35件を県測協メンバー17社が受注している。中には3～4件も受注している企業もあるが、来年度に倍（70件）の件数が発注され入札手続きに3か月を要すると工期がなくなる。
- 今年度は応札2日で3日目に開札が基本となっている。これをA事務所は月・火曜で応札、水曜に開札し、B事務所は水・木曜で応札、金曜で開札し、これを本庁がウォッチしバランスをとってもらえれば1.5か月に60件は発注できるのでは。同じ事務所では工区分割も採用するとか“合わせ技、を使えば1～2か月で県測協メンバーで受注できる。うまく工夫して頂きたい。
- 企業規模に応じた受注件数が実現できればベストで、実現には「一抜け」がいいと思っている。

【会長】

- 受注しすぎた企業は指名から外し、受注できていない企業を優先指名して頂きたい。

【土木整備部長】

- クジの世界なので、受注できていない会社と随意契約はできない。的確にコントロールできる処方があればいい。
- 最初は工区設定をかけ1件ずつ各企業に発注し、あとは余力のある企業で受注してもらおう。受注できる企業が取れなくて全体で完了が遅れる事態は避けたい。
- 協会としてここまでなら出来るといったものを出してもらわないといけない。

(5) 予定価格の事前公表の見直し

【建設産業課長（回答）】

- 事前公表制度は籤（くじ）や適切な積算を行わない企業の増加等技術力や経営力による競争が損なわれることが課題であることから、低入札価格調査や総合評価の活用により本制度の改善に努めており、全ての業務に低入札価格調査の適用範囲を拡大するとともに業務内訳書の提出を求めるなどにより総合評価制度の拡充を図ってきた。
- 5億円以上の工事を事後公表としており、これの入札状況を参考に、業務の応札状況を検証しながら実施について検討していきたい。

(6) 市町における改正品確法の適正な運用実現に向けた指導の徹底

【経営委員長】（補足説明）

- 最低制限価格や低入札調査基準価格が設定されておらずダンピング受注が行われてい

る市町が存在する。

**【長谷川技術管理担当監（回答）】**

- 品確法&運用指針に係る市町に対する指導は国と県が行うこととしており、現在、国・県・全市町で構成する「発注者協議会」で議論している。
- 9月末に各団体が今後3年間の短期的取組目標を定め、現状と併せて公表された。
- 現在は、適切な予定価格&工期の設定やダンピング対策の徹底など発注者が必ず実施すべき項目の内10項目に止まっているが、その他の項目についても設定、順次公表されることになっている。
- 品確法の理念であるダンピング対策は品質確保に欠かせない。県としては品確法の趣旨や国・県の入札制度について市町への周知を図るなど適切な制度の制定・運用を働きかけていきたい。

**【建設産業課長】**

- この夏に全ての市町を対象に訪問による意見交換を行い、様々な悩みも聞いている。考え方や制度のポイントを伝える等個別の相談も受けている。適正な運用に向け連携して取り組んでいく。

**(7) 優良業務・優秀技術者を対象にした表彰制度の創設**

**【長谷川技術管理担当監（回答）】**

- 《今までの取組経緯を説明した後に》今年度より業務評定の結果を通知する際に内訳として細目別の得点割合を添付するなどにより透明性の向上に努めている。
- 業務に対する表彰制度については、規模や難易度に応じた評定結果の状況について更に検証を行うとともに、インセンティブの在り方を検討するなどにより公正・公平性の観点からの制度設計が必要と考えている。

**【会長】**

- 毎年お願いしている。是非とも前向きに願います。

**2 中長期的な視点に立った業務量の確保**

**【建設産業課長（回答）】**

- 県では「社会資本未来プラン」を平成23年3月に策定し戦略的・計画的に社会資本整備を進めている。土砂法関連業務については基礎調査完了後においても見直し等の業務は継続実施し、インフラの老朽化対策についても橋梁やトンネル等主要な26種類の施設について具体的な修繕方針を平成26年8月に策定し、同年9月には維持管理を計画的に進めるための「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」を策定し、取組方針について取り

まとめている。

- 今年度、昨年発生した土砂災害や尾道松江線などの高速道路ネットワークの開通などこれまでの経緯と課題を踏まえ各事業整備計画の見直しを行うこととしており、この中で具体的な整備方針を示す予定である。
- 引き続き「社会資本未来プラン」を推進していくために必要な予算確保と公共事業の見直しに向けた情報提供に努めていきたい。

【会長】

- 土砂災害警戒区域の見直し業務（3,900か所）は旧来の方法で実施するのか。

【土木整備部長】

- 新しい方法になるが、レーザー測量を実施していない場所は旧方法で実施する。基礎地盤図が無い箇所は現在レーザー測量を実施している。

【河野副会長】

- 今までの業務量調査に加えて発注され、3年間は重なる。協会としては「何が何でもやらなければいけない」という気概を持っている。

【土木整備部長】

- 未調査箇所は30年度、見直しは31年度完成と1年ずらしている。
- 業務量が減ることも踏まえ軟着陸させる必要から1年遅らせて実施する。出来ない大変なことになる。本当に出来るか心配だ。

3 建設関連業の存続・発展に向けた取り組みへの支援・協力

【建設産業課長（回答）】

- 優秀な人材確保育成を図っていくためには建設業全体のイメージアップが重要である。そのための取り組みとして公共事業に対する理解を深めて頂くための現場見学会を開催し、建設業の必要性・重要性の広報に努めるとともに、県内の高校や大学あるいは東京で県内建設産業界の現状や魅力を伝えるための説明会を開催している。
- 今後も業界団体からの意見を聴きながら、より効果的に取り組めるよう考えているので協力をお願いします。

【会長】

- 地元からの人材確保も難しいのが現状だ。県内の高校や広島工大を対象とした集中的な活動をお願いします。広島から出ていく者を食い止めることが一番の方策と考えている。東京に出て行った者が返ってくるのか、そこを考えて頂きたい。

**【河野副会長】**

- 協会が会員を対象に実施したアンケート調査（地域別の採用実績と募集対象地域）では求人対象地域が基本的に関東・関西と答えた企業は無かった。まずは広島県が第一で、広げても中国地方エリアを対象とする意見である。効果的に進めるためには地元を対象にした活動を充実することがベストと考える。

**【長谷川技術管理担当監】**

- 東京については協力をお願いしたい。

**【会長】**

- 内定を出しても多くの学生が逃げるため入社数が把握できない。役所関係が多い。技術士資格を有した者も含め、担い手が行政により引き抜かれている。困ったものである。

**【建設産業課長】**

- 建設産業界に入ってくる人材がいなくなっている。小規模市町では応募がない。非常に厳しい。

行政と業界が連携して対応することが必要。また即効性が期待できないことから流れを変えられるよう継続して取り組む必要があると考えている。

- 現場は50歳以上が三分の一以上の状況になっており、しっかりと対応しなければならない。

**【会長】**

- 本当に一生懸命取り組まないと人材の確保が出来なくなる。行政には待遇面、職場環境面での改善・充実が必要で、そのために行政はしっかりと予算の確保をやって頂きたい。

## H27年度 建設事務所との意見交換会 協議結果 (要旨)

1 西部建設事務所	項 目	協 会 (提 案 & 要 望)	建 設 事 務 所 (意 見)
1 中小企業等の受注環境改善に向けた入札契約制度の見直し	○ 入札制度 (手持要件) が変更されたことに起因し大手3社のシェアが増大し中小33社のシェアが縮小している。中小の受注が確保されるよう運用面での配慮をお願いする。	○ 受注バランスが変わった要因は総合評価での手持ち要件の見直しと土砂法関連業務が増えたことである。 ○ 中身については試行の位置づけで実施しているものもある。結果を検証しながら見直す必要がある。 ○ 合わせ技により受注バランスを考慮した対応が必要であり、他の業務への影響を踏まえ提案内容を検討する必要がある。	
2 土砂災害警戒区域指定業務の円滑な施行に配慮した入札の執行【新規】	○ 次年度からは個所数が増加することと併せて再調査 (3,900箇所) が予定されており、しつかり対応していくためにも外業を減らす方法を検討して頂きたい。 ○ 基本的な実施方針が未確定のため本庁との協議結果が出先機関で変更となる&工期内納品に起因して実施方針が変更される等円滑な実施に支障を来す事例が発生している。 ○ 重複受注を避ける方法を検討して頂きたい。 ○ 土木整備部長から協会のキャパシティを問われているが県の方針を示して頂かないと出せない。	○ 実施する中で様々な課題が見えてきた。業務量とマンパワー双方を考慮するとともに平準化を図りながら進めていく必要がある。 ○ 本庁との意見交換結果を踏まえ、現在本庁で検討している。協会から提案された内容については最大限配慮していきたい。 ○ システムの導入や作業内容の見直し・変更で迷惑をかけている。容赦願いたい。来年度以降は発注方法を含め改善されると思う。 ○ 平準化を図る方法等について検討を行っていると聞いている。もう少し時間を頂きたい。 ○ 知事も必ずやると言いきっている。かなりな無理をお願いすることになると思うが宜しくお願いする。 ○ 早く方針を出すよう本庁に伝える。 ○ 今後は発注箇所の増に伴う予算確保が大きな課題となる。今後は相談等を含め協力をお願いしたい。	
3 入札関係資料作成業務における負担軽減&契約手続きの簡素・適正化	○ 「業務費内訳書」と「自己採点表」の作成方法の見直しによる業務量の見直しをお願いしたい。 ○ 開札から受注企業決定までの一層の期間短縮をお願いしたい。	○ 事務所間でアンパバラ状態が発生しており、改善方式が浸透出来るよう取り組み。期間短縮関係も含め本庁も十分に認識していることから要望内容を伝える。	

2 東部建設事務所

項 目	協 会 (提 案 & 要 望)	建 設 事 務 所 (意 見)
1 中小企業等の受注環境改善に向けた入札契約制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入札制度（手持要件）が変更されたことに起因し大手3社のシェアが増大し中小33社のシェアが縮小している。バランスに配慮した指名選考と併せ管内要件の拡大による小規模A&amp;Bランク企業が受注を確保されるよう運用面での配慮をお願いする。</li> <li>○ 新制度では技術職員数が多い企業が有利になる。</li> <li>○ 会員数36社、災害対応可能な最低の数である。中小企業の安定経営を確保できる受注量が確保できない状況になっている。</li> <li>○ 500万円未満の業務から大手3社を外して中小企業への発注を配慮したい。</li> <li>○ 現時点での再見直しは困難と考えており、運用面での改善については非配慮をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県も今の状況に危機感を持っている。内容が高度・特殊な業務を除いて点検業務&amp;土砂法関連業務については総合評価の適用から外している。難易度の程度などを踏まえ公平性を維持すべく選考方法を検討している。</li> <li>○ 管内要件の見直しについては、地域を限定した設定に替え、自然条件等を具体的に示した同種業務実績要件を設定できるよう検討していきたい。</li> <li>○ 新制度はスタートから当分の間不透明なところがあった。これについては全ての事務所が認識している。</li> </ul>
2 土砂災害警戒区域指定業務の円滑な施行に配慮した入札の執行【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本庁から出された指示が出先機関で変わる等円滑な作業に支障を来す事例が発生している。新方式のソフト未完成により作業に遅れを生じている。</li> <li>○ 来年は個所数が増えるところにも再調査が3900箇所発注される等受注環境は非常に厳しい状況にある。</li> <li>○ クジによる選考のため重複受注が発生している。これを避ける措置を講じて頂きたい。</li> <li>○ 土木整備部長から協会のキャパシティを問われているが県の方針を示して頂かないと出せない。図面処理の方法が出来れば対応が可能と思っている。是非考慮をお願いする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全県的な課題については先般の意見交換会の結果を踏まえ本庁で検討している。所長会議としても早く整理するよう本庁に申し入れを行っている。本日提案があった課題については可能な限り最大限配慮していきたい。</li> <li>○ 業務量とマンパワー双方を考慮するとともに平準化を図りながら進めていく必要がある。</li> <li>○ 所長会議としても早く整理するよう本庁に申し入れを行っている。本日の提案内容についても本庁に伝える。</li> <li>○ 方針決定を早く行うよう本庁に伝える。</li> </ul>
3 入札関係資料作成業務における負担軽減&契約手続きの簡素・適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「業務費内訳書」と「自己採点表」の作成方法の見直しによる業務量の見直しをお願いしたい。</li> <li>○ 開札から受注企業決定までの一層の期間短縮をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所間でアンバラ状態が発生しており、改善方式が浸透出来るよう取り組み。具体的な提案があれば教えて頂きたい。提案内容を本庁に伝える。</li> <li>○ 期間短縮については少しづつであるが着実に進んでいる。</li> <li>○ ミス防止策としてダブルチェックを掛けることも必要。</li> </ul>

3 北部建設事務所

項目	協 会 (提 案 & 要 望)	建 設 事 務 所 (意 見)
<p>1 中小企業等の受注環境改善に向けた入札契約制度の見直し</p>	<p>○ 入札制度（手持要件）が変更されたことに起因し大手3社のシェアが増大し中小33社のシェアが縮小している。バランスに配慮した指名選考と併せ管内要件の拡大による小規模A&amp;Bランク企業が受注を確保されるよう運用面での配慮をお願いする。</p>	<p>○ 総合評価の運用については極端な大規模案件は別にして測量、地質調査及び簡単な点検業務に加え災害関連業務は適用除外となっている。会社規模別の受注バランスを考慮した指名選考、これはデータを踏まえた受注のコントロールは出来ないが指名段階では受注機会を持ってもらえないよう対応している。しっかりとした成果を出して頂かないといけないので限界はあるが偏らないよう配慮している。</p> <p>○ 手持ち件数の見直しに際してはシミュレーションし適正化の方策について検討を行っている。軽々に変えると潜在している課題が顕在化することがある。慎重にやらないと同じことを繰り返すことになる。</p> <p>○ 技術者数の増加が見込めないことを前提に発注件数や技術者数が変わっている状況下で制度の見直しを行う必要がある。</p>
	<p>○ 500万円未満の業務から大手3社を外して中小企業への発注を配慮したい</p> <p>○ 会員企業が36社で災害対応可能な最低限の数と考えている。</p> <p>○ 受注機会を増やす方策として支所に限定せず事務所単位まで広げて頂きたい。現場までの距離を考えると撤廃してもおかしくない。</p>	<p>○ 能力や実績を踏まえ、最良の成果を挙げて頂く、これを前提に指名しているので大手3社を指名枠から外すことは指名理由としては成り立たないが、一方で中小企業が参加できなくなるとは県としては本意ではない</p> <p>○ 理解できる。</p> <p>○ 地方機関がカバーするエリア&amp;企業数と発注業務量にアンバランスが生じていることが要因で発注量に応じて指名するエリアを変えていかないとバランスを維持するのは困難だ。</p> <p>○ 地域内の業務に外部企業が入ってくると地元企業が立ちいかなく恐れもある。広げることでもうまうま取まるかどうかは多面的に見ていかないといいない。</p> <p>○ これを導入した経緯は、守るべきものが地域に存在しているということ、地域に企業が残りないと災害発生時には困る、そのこの折り合いをいけるかが大事だ。</p> <p>○ 特定の企業に受注が集中している場合は臨機応変な対応を指名段階で考える必要がある。</p>
<p>2 土砂災害警戒区域指定業務の円滑な施行に配慮した入札の執行【新規】</p>	<p>○ 本庁から出された指示が出先機関で変わる等円滑な作業に支障を来す事例が発生している。新方式のソフト未完成により作業に遅れを生じている。</p> <p>○ 照査業務も後から発注され様々な指示が出されており現場は混乱している。</p> <p>○ 土木整備部長は来年度からはロットを大きくして実施する旨、言っていた。</p>	<p>○ 本庁と出先機関で異なった内容の話をするところがあったとはいけない。申し訳なく、反省している。</p> <p>○ 今後短期間に通常の2~3倍の業務をこなさないといいけない。県の削ぎが抽く業界に多大な迷惑をかけており反省している。</p> <p>○ 入札・開札日の事務所内調整は取り組んでいる事務所はあった。事務所間調整結果を踏まえた発注計画の作成に年度当初は取り組んだが、発注業務に合わせ予算や議会対応等多くの作業が同時に発生したことから対応できなかった。来年は少しは改善されるのでは。</p>

<p>3 入札関係資料作成業務における負担軽減&amp;契約手続きの簡素・適正化</p>	<p>○ 「業務費内訳書」 &amp; 「自己採点表」の作成方法の見直しによる業務量の見直しをお願いしたい。</p> <p>○ 開札から受注企業決定までの一層の期間短縮をお願いしたい。</p>	<p>○ P D Fイメージで提供して頂いており、これが手間を要したり間違いの原因になっていると聞いている。</p> <p>○ 少しづつ改善されている。引き続き等を本庁に上げていく。</p> <p>○ 業界としては、まだ不十分と思われれるかもしれないが、昨年と比較して2割強短縮されており、更に改善できるように本庁と一緒に取り組む。</p>
--	--	--



4 広島港湾振興事務所

項目	協 会 (提 案 & 要 望)	建 設 事 務 所 (意 見)
<p>1 中小企業等の受注環境改善に向けた入札契約制度の見直し</p>	<p>○ 入札制度（手続要件）が変更されたことに起因し大手3社のシェアが増大し中小33社のシェアが縮小している。バランスに配慮した指名選考と併せ管内要件の拡大による小規模A&amp;Bランク企業が受注を確保されるよう運用面で次の事項について配慮をお願いする。</p> <p>① 会社規模に対応した受注シェア・バランスを考慮した指名選考の徹底を図っていただきたい。</p> <p>② 受注シェア・バランスを考慮し総合評価と価格競争入札の弾力的な運用を図って頂きたい。</p> <p>③ 一定程度の発注件数の確保をお願いしたい。</p> <p>○ 500万円未満の業務は大手3社を指名選考から外して頂きたい。</p> <p>○ 1000万円未満の業務についても出来るだけ中小企業が受注できるようお願いする。</p> <p>○ 発注事務処理要綱の規程を適正に運用して頂きたい。</p>	<p>○ 当事務所における中小企業の受注は点検業務のみで総合評価案件の実績は無い。</p> <p>○ 大手3社を外すことは難しい。</p> <p>○ 殆どの事務所で特殊な業務や難しい業務は価格要件に拘わらずAランクを指名している。Bランクが期待通りになっていないことについては申し訳ない。</p> <p>○ 中小企業の受注確保策としては分離発注が考えられる。統一的な基準の中で可能なものがあれば実施する。</p> <p>○ 工事と異なり業務の場合は分離発注しても諸経費関係費ははば変わらないうが、発注者としては設計と調査を一緒に発注した方がやりやすい。</p>
<p>2 土砂災害警戒区域指定業務の円滑な施行に配慮した入札の執行【新規】</p>	<p>● 事業を所管していないので省略</p>	
<p>3 入札関係資料作成業務における負担軽減&amp;契約手続きの簡素・適正化</p>	<p>○ 「業務費内訳書」と「自己採点表」の作成方法の見直しによる業務量の見直しをお願いしたい。</p> <p>○ 開札から受注企業決定までの一層の期間短縮をお願いしたい。</p>	<p>○ 9月に実施した建設系交流会（県のOB会）との意見交換会で改善方法が徹底されていないという指摘があった。技術企画課から当事務所に対して同様の指摘があった。その後対応している。</p> <p>○ コツコツと地道に対応しているので理解を頂きたい。</p> <p>○ 当事務所の場合は木曜日に開札し審査を翌週の火曜日に行う。特別簡易型についてトラブルが発生しない場合はこのスケジュール（中4日）となり、これ以上の短縮は出来ない。</p>

## 国（4事務所長）との意見交換会における協議結果（要旨）

1 日時 平成27年10月5日（月）16時15分～18時

2 場所 ひろしま国際ホテル

3 出席者

- 国の機関：福山河川国道事務所長（副所長同席）、三次河川国道事務所長、太田川河川事務所長（副所長3名同席）、広島国道事務所長（副所長同席）、中国地方整備局企画部技術管理課長
- 協会：会長を含む理事全員、監事

4 意見交換

### 【要望事項】

#### 1 定期縦横断測量、用地調査&地質調査（ボーリング調査）業務の発注（公募）

にあっては地域性を重視した要件を付し、県内本店企業の受注機会の確保をお願いしたい。

#### 【国の意見（見解）】

##### 《福山国道事務所》

- 用地サイドの話であり用地連絡協議会（用対連）との協議内容を用地部に確認する。備後は独特で県外業者を入れているが、他の事務所は県内本支店という思いが強いのではないか。  
（岡山にも広島から出稼ぎに言っている会社もある。福山、備後は元は笠岡と一緒の生活圈という意味で排除できないと岡山から聞いている。）
- 補償コンを除いた測量業務について岡山国道と岡山河川が本店縛りをかけてくれたら、それに準じて広島本店縛りが可能になる。検討していきたい。
- 地質については、高度でない案件は多分県内本店となっているのではないか。
- 補償コンについては、こちらからは回答しきれない。用地部に伝える。
- 設計について、建コン協とは意見交換していないが、総合評価について難易度の高い案件は一部を除いて参加されていないが、県測協の会員企業で「総合評価ではこうだった」といった評価を頂くと、広島県の業者の思いが伝わってくるので次は関連情報の提供をお願いします。

##### 《三次河川国道事務所長》

- 基本的には地元で出来る仕事は地元でやっていくよう考えており、平成27年度は一定規模の用地測量については“県内本店縛り”で発注しているが両県にまたがる案件（尾道松江線等）については両県本店縛りで発注している。  
一定規模をどのレベルにするかによって“赤と青の差”が出てくる。一定の規模をどの程度で考えるか再考したい。
- 島根県では、全県が中小企業で、広島と岡山から大手がやって来るといった感覚。

【会長】

- 今は反対になっており、島根、鳥取から広島に来るという状況である。

《太田川河川事務所長》

- 「建設コンサルタント業務における運用ガイドライン」に「同種業務の実績がある企業で県内に本店を置く企業が15社以上ある場合は地域要件を設定する」とあり調査してみると15社以上存在しないことから対象を広げていくことになるが、実績が無いから集められない。県内企業に絞るかといったときにガイドラインに抵触する。この度ガイドラインに抵触した案件が数件あった。これは以後気を付ける。
- 山口と広島の間を流れている小瀬川は、両県の企業に発注しないとイケない。
- 地域の企業しか出来ない流量観測業務に不調不落が発生している。この業務は洪水時の時だけに出勤をお願いするが、その時に大量の人員を確保しないとイケないことから、利益につながらないという問題が存在することは承知している。待機時における経費の手当てなど業界からの要望に応じて改定は行っている。人手不足が問題発生が一番の要因と思うが、この調査は河川管理者にとっては大変重要な仕事であり、外部企業に発注する訳にはいかない。地元企業の力を借りなければ出来ない。是非受注して、歯を食いしばってやって頂きたい。是非ともお願いする。

《広島国道事務所長》

- 26年度は県内業者の受注件数が増加している。平成27年度についても地元企業に配慮出来る案件については発注していきたい。一定のルール内で工夫をしながら対応したい。宜しくお願いしたい。

《技術管理課長》

- 補償関係について、用地部から「補償コン中国支部から用地測量と建物調査を分けた分離発注としてくれ」という要望があるが、地権者・国民目線で見ると用地調査と建物調査は普通はセットでの対応となっていることから別の業者で発注すると不信感を招く恐れがあるという問題が存在するので、業務の規模を考慮した対応を考えている。  
県内業者で縛るには15社以上が必要で、これを満たせないから本支店営業所に広げている。具体的な方策について考えたい」との説明があった。
- 分離発注については、技術者の要件等があり参加しづらい面もあるかと思うが理解をお願いしたい。

《福山河川国道事務所長》

- 建築士と測量士、セットで持っていないと挑戦できないが、中小企業の場合、片方の資格しか所持していないケースがある。

《土肥経営副委員長》

- 資格を持っている技術者が3人（測量士，建築士，補償業務管理士）必要となる。

《土肥経営副委員長》

- 補償コンの会合に出席し，発注先が中小企業の場合は分離発注をするようお願いした。一級建築士がいないことが背景。

《会長》

- 道路付属物や法面点検業務は地元の仕事と思っているにも拘わらず，殆どを中央大手企業が受注している。

《福山河川国道事務所長》

- （マトリックス表では）点検業務は総合評価になっている。

《会長》

- 道路付属物点検も総合評価になるのか？
- 中央大手企業が受注しても実際の作業は地元業者が行う。

《福山河川国道事務所長》

- 付属物点検は誰でもOKと思う。

《会長》

- 現在，橋梁点検業務の8割，補修設計と耐震設計は全てを中央大手企業が受注している状況である。

《福山河川国道事務所長》

- この問題の改善を図るためには全国ベースで挙げていかないといけない。建コン協は強い。整備局としては話は聞けるが全国ベースに上げていかないと進まない。

## 平成27年度 中国地方整備局との意見交換会協議録（概要）

I 日時 平成27年10月29日（木） 16時30分～18時10分

II 場所 ひろしま国際ホテル 3F「サファイア」

III 出席者 別紙記載

IV 挨拶&情報提供

1 荒谷会長挨拶

（省略）

2 野田企画部長挨拶

○ 厳しい財政状況の中で何とか横ばいの予算となっている。今後、人口減となっても中国地域の活力を維持していくためには一定の社会資本整備が必要、併せて既存施設のメンテナンスや防災・減災を進めるためにも一定規模の公共事業予算が必要である。これにより持続的かつ安定的な事業執行が可能となり建設業界の安定経営にも結びつく、こうしたことを踏まえ予算獲得に取り組んでいる。

○ 今年は幸いに管内においては大きな災害は発生しなかったが、ここ数年間は広島、山口、島根で多くの災害が発生した。他県では河川災害、火山が噴火するなど激甚化・頻発化している。そのたびに地場企業の皆さんには、応急復旧対応業務を通して地域に不可欠な役割を担っている。

○ 担い手3法が制定され、発注者協議会を通じて市町村にも国と同じ思いを共有して頂くよう努力している。また公共工事の品質確保面において皆さんには基礎部分になって頂けるものと考えている。きちんと品質を確保する、そのためにはしっかり担い手を確保していく、そして一定の利潤確保を含め必要な経費を計上し給与面、福利厚生面の充実を含め将来に向けた設備投資を含め適正な価格で仕事をさせていただくことが重要。本日はよきパートナーとして同じ思いを共有しながら意見交換をさせて頂きたい。

3 国土交通行政関連情報の提供【技術管理課大賀建設専門官】

《省略》

4 中国地区協議会の概要説明【事務局長】

《省略》

V 意見交換（要旨）

1 安全で安心な地域社会の実現に寄与する社会資本整備の円滑な推進が可能となる業務量の確保

【河野幹事】

《要望内容を読み上げ》

【企画部長】

○ 今年の概算要求では対前年度比1.15倍を要求している。ここ数年は0.9倍が基礎要望で、別枠要望として0.9倍の3割を上乗せした1.16倍でもOKとなっており、これに沿って要求している。

○ 3割相当分が公共事業以外の他の分野を含めて奪い合いとなり、12月末の政府原案が固まる時に最終結果が見えてくる。今が一番の正念場の時期であり、首長に対し公共事業はストック効果、経済発展にしっかり寄与する旨を国会議員、財務省に対してしっかり要望して頂くようお願いしている。

○ 未だ財政事情協が厳しい状況であり、要求した対前年度比1.16倍を実現することは

非常に厳しく 1.05 倍前後の攻防になるのもやむを得ないが、以前の右肩下がりの状況には戻したくない。引き続いて安定的な予算確保に取り組んでいきたい。

- 今年の予算編成に当たっては財務省が社会保障関係経費や教育関係予算のカットに狙いを定めているようで、公共事業はこれ以上カットできないことが理解されてきたようだ。我々としては油断せず手綱を締めていかないといけないと考えている。

【荒谷会長】

- スtock効果について説明していくことは必要なんでしょうね。

【企画部長】

- 当初予算の確保にはStock効果の説明が必要、フロー効果は補正予算で説明する。景気の下支えとしての機能、これがフロー効果。当初予算を確保するためには社会資本整備の効果、対財務省に対しては「将来の税収確保に寄与するよ」といった説明が効果的。
- 具体例として、尾道松江線の整備効果をPRし山陰自動車道の整備促進に向けた説明を行うといった流れで要望していく。河川、港湾などの事業についても同様な考えでということになる。

【荒谷会長】

- 複式簿記に替えて頂かないと。資産が存在している。

## 2 地元企業に配慮した入札契約制度及び表彰制度の運用低入札価格調査基準の見直し

ア “総合落札方式”での発注については「管内本店企業」への発注を基本とする。

イ 公共施設の調査点検や道路維持修繕設計等老朽化対策業務については地元企業の受注枠の一層の確保を図る。

ウ 橋梁補修・補強設計業務については管内本店企業が受注可能となるプロポーザル方式の運用見直し

【河野幹事】

### (1) 地域要件の設定による地元企業の受注機会の確保《資料7頁～9頁》

- 地域要件が設定されている平成26年度業務の落札金額の総額が159.8億円で地域要件が設定され我々地方業者が落札した業務の割合は21%となっている。
- 設定は21%ではあるが、全体のうち管内業者が受注した割合は62%である。これは地域要件が設定されていなくても受注できている。
- 橋梁点検、トンネル点検、道路施設点検これらの業務の殆どが総合評価で発注されている。平成26年度と27年度は殆ど同じ傾向、未だ管外企業への発注が存在している。これらの点検業務には迅速性・地域性に長じた我々地元企業で対応するのが適していると考えている。全てを地元企業発注にしてい頂きたい、というお願いだ。
- 道路修繕設計の道路系と防災系に関しては26年度・27年度も管内企業が大半を受注している。橋梁設計と補修業務に関しては基本的に管外大手企業への発注となっているが、技術的に難しいこともあり無理なお願いをする考えは持っていない。要は点検業務は可能な限り地元コンサルタント企業に地域設定をお願いしたい。併せて設計に関しても道路修繕及び防災に関しては品質の確保を含め、我々も十分に対応出来る能力を備えているので、全ての業務を管内企業発注でお願いしたい。
- 橋梁補修・補強に関しては対応出来ない部分もあり、無理をお願いする気はない。一方で、今後ずっと中央大手企業に任せていては我々の技術力は向上しないことから、

地元企業の技術力向上のためにも一部の業務についても“地域枠プロポーザル”など、地域業者が受注できる方策を検討して頂きたい。

#### 【中川技術開発調整官】

- 発注は入札参加企業が相当数見込まれることを前提に実施しており、プロポについては地域設定は無し、総合評価については実施可能企業の数を探したうえで地域要件を設定、価格競争入札も同様な形で実施するという大前提が存在している。総合評価方式については、業務実績よりも一定のシミュレーションを行い地域要件を考えている。ご指摘のあった地元企業の入札参加機会の拡大については別途考えていきたい。
- 調査・点検業務については“業務発注区分表”これに記載しているように調査点検業務や道路維持修繕等の老朽化対策については一般の橋梁補修で補強設計業務としており総合評価又は価格競争入札としている。  
発注に際しては、数の確保について考慮した上で県内本店縛り、管内本店縛りとして理解して頂きたい。
- 高度な技術力を必要とする橋梁点検で適用するプロポーザルでは地域要件を設定しないことになっている。
- 様々な意見、指摘を頂いた。参加できる企業が多い場合は地域要件で縛れると考えており、詳細については各県と行う意見交換会での意見を踏まえて検討していきたい。

#### 【河野幹事】

- 橋梁補修・補強設計は現状では中央大手企業に立ち向かえない。これでは技術力は養えない。1度か2度でも経験できればと考えている。やらせていただきたい。

#### 【企画部長】

- 難易度が低いものも高いものあり、そこらをどの様に調整していくかということになる。個別案件については事務所マターである。見直しについて確約はできないが、言われている趣旨は十分に理解できる。
- 昨年からは道路については5か年ごとに点検が義務付けられ、そうなれば県・市町村含めて補修業務が発注される。県、市町村には地元企業にやって欲しいという意見がありその時に一定の経験を有している企業がそれぞれの地域にいた方がいい。国としても県市町村で経験を有している企業がれば選定しやすくなる。各県の状況は異なると思うが、この分野は昨年からは急に広がったので手探りでやっている部分もあり、未だ落ち着ける所に落ちつけていない。
- 1～2年実施して各地域の状況が落ち着いてきたところで、もう一度各事務所に判断してもらわないといけない。

#### 【猪森技術調整管理官】

- プロポーザル方式は地域要件を設定しない、オールジャパンで提案に基づき仕様書を作るという非常に高度な定義がある。これがネックになっているのではないか。  
総合評価の1対3標準型の技術点を高くする等の方法での評価を検討してみようかと考えている。

#### 【企画部長】

- そちらの方が現実的だ。地域要件とプロポーザルは水と油の感じがする。

#### 【荒谷会長】

- 点検業務は是非地元企業への発注を願いたい。

【企画部長】

- そう。手探りでスタートしている。各県ごとの状況が異なるので一律ではいかない部分もあるかもしれないが、意見をしっかり聞いて検討していく必要がある。

(2) 調査基準価格《説明資料10～11頁》

【河野幹事】

- この度は単価、諸経費を見直して頂き受注金額はアップしているが調査基準価格の算式に入れると昨年より下がっている。ここを是非上げて頂きたい。
- 特に15億円未満の企業の売上高、営業利益の落ち込みが激しい。基準価格付近に入札額が集中することになっているので、底上げをして頂ければ売上高も伸びるし営業利益も増加する。
- 各県の大半が国に準じている状況、ということは、国交省が上げれば自治体も準じて上げるのではないかと、といった期待・望みもありお願いしている。

【猪森技術調整管理官】

- これは毎年要望されているが、調査基準価格と予定価格を比較すると若干低くなる。本省マターなので要望の趣旨については本省に上げていく。本案件は本省にも様々な業界から届いていると聞いている。特にコンサルタント業関連は低いと理解をしている。

【荒谷会長】

- コンサルは73～74と低い。

【企画部長】

- 調査基準価格の位置付け、性格が以前と比べて変わった。以前は“予定価格、の高低が収益に直結していたが、今は調査基準価格が利益に直結することになっている。昔は品質確保のための最低価格であったが、これだけではなく収益等全てに直結するものが調査基準価格になった。

【荒谷会長】

- 少なくとも工事と同レベル（86%）にはして頂きたい。

【企画部長】

- 重要な課題と認識している。

(3) 発注時期の調整による受注企業の分散化

【河野幹事】

<要望書を読み上げて説明>

- 点検業務の発注（4～5月）を総合評価方式で行った場合に同じ企業が立て続けに受注してしまうことが散見された。これを避けるための方策を検討して頂きたい、ということで提案させていただいた。

【猪森技術調整管理官】

- ご指摘のように同種業務を同じ時期に発注する時には工夫するべきと考えている。
- 総合評価で発注する場合は技術提案書の実施方針や工程計画などの評価テーマで地域条件などを留意する、また求めるテーマを変えるとか違う角度の提案とするとかの工



夫をする。同じ要件で発注すると指摘されたとおりになる。事務所を指導していきたい。

【企画部長】

- 点検業務等の場合、工事については技術者の専任義務があるが、業務には選任義務は無い。点検業務は工事に近い業務で掛け持ちしにくいので色々な工夫をしないとけない。研究させる。

【井上技術管理課長】

- 大きな事務所では1度に多数を発注したい場合がある。その時に、例えば一抜け方式を採用することに対しての意見を聞きたい。もしこれが可能なら業界として如何かということ。

【荒谷会長】

- 入札時間をずらして頂ければいい。

【企画部長】

- 工事は一抜けを実施している。業務は専任制度ではないので制度上は1人で多く受注できる。そういったことも踏まえて考えたい。

【猪森技術調整管理官】

- 工事の場合はハードルがある。専任制なので1件受注したら次はダメ。

【河野幹事】

- 広島県が土砂法の警戒区域設定業務が大量に発注され、県とも意見交換した時に一抜けは難しいので、応札2日で3日目が開札、この中2日を空けて前に受注した企業は次は高値で応札すれば逃げれる。

【企画部長】

- 技術者が他の業務に対応出来ないということになれば、それも1つの方法だ。

(4) CPD 《説明資料11頁》

【河野幹事】

- CPD を評価項目に採用しているのは鳥取県の3事務所での他の事務所では採用されていない。できれば統一的に採用して頂くよう配慮をお願いしたい。

【中川技術開発調整官】

- 公共工事に関する調査設計の品質確保の技術者資格登録要件においても技術者の知識や維持向上のための措置が適切に講じられるものが必要となっており、それがCPD等と考えている。平成28年度にはプロポーザルや総合評価において採用することについて検討していきたい。

【河野幹事】

- 受注者にとっては「いいか悪い」か分からないが、業界の流れがこうなっている。

3 表彰制度 《説明資料12頁》

【河野幹事】

- 業務表彰と比較して技術者表彰の方がインセンティブがある。業務表彰は総合評価ではあまり御利益が無い。26年度業務では業務表彰が57件、技術者表彰が39件と少ない。技術者表彰数を業務表彰数と同等に増やして頂きたいこと、併せて事務所長表彰数も増やしていただきたい。つまり事務所長表彰の技術者表彰の数を増やして頂きたい。関東地方整備局はセットで表彰している。

【猪森技術調整管理官】

- 全国ベースでは平成25年度に枠を広げている。業務と従事技術をセットでということについては、優良な業務を完工され、その業務実施していく過程で工程管理や打ち合わせ業務に携わった特に優秀な管理技術者を特に表彰する、という考えなので完全にイクオールにはなり辛い。これが原則的な考え方。
- 全く同数の整備局が1~2は存在する。他の整備局の動向も見ながら検討していきたい。

【井上技術管理課長】

- 東北地方整備局には技術者表彰制度が無い。

【荒谷会長】

- 中国地方整備局では技術者表彰をしっかりとやって頂きたい。宜しく願います。

#### 4 官民連携による担い手の確保

【河野幹事】

<要望書を読み上げて説明>

- 地元の工業高校の定員が徐々に減ってきている。国交省の力添えを頂き元を増やして頂きたいというのがこの要望の背景にある。

【大庭建設産業調整官】

- 建設関連業は中小企業が多く年齢構成が高齢化している。こうしたことを受け、建設関連業の在り方や果たすべき役割について東京大学の小沢教授を座長に建設関連業の検討会が開催され平成22年3月に課題と展望を取りまとめており、その中で「技術力承継を目的にした人材確保や育成のための取り組みが急務となっている」旨が提言されている。
- こうしたことを踏まえ業界においても学生を対象としたセミナーの開催等を活発に行われ、平成25年度にはこうした活動に対するフォローも実施されている。
- 国土交通省としては平成24年3月から社会的な認知度向上と人材確保への寄与を目的として国交省HPに建設関連業の必要性等をPRしている。
- 中国地方整備局においては建設産業全体の人材を確保していくため労働局との連携により人材確保セミナーを開催しているので（今年は岡山と広島で開催）是非活用して頂きたい。
- 担い手の確保育成は建設業界全体の重要な課題であり、本日の要望内容については本省にも情報を提供していきたいと考えている。整備局に対してやって欲しい企画・要望等があれば言っていただきたい。

【猪森技術調整管理官】

- 担い手に対する広報の関係では、11月27日・28日に建設技術フォーラムを予定しており昨年はCIM関係で7千人来ていただいた。また近隣の大学での講義や出前講座、中学生を対象とした職場体験などを通して公共事業の重要性を伝えていく取り組みを行っている。今後も連携してやっていきたい。宜しく願います。

【企画部長】

- 工業高校の定員の件はかなり難しいのではないかと。少子化で生徒の数が減っており新たに高校を作るという話は残念ながら無い。各県の教育当局が定員を減らそうと思っている中で、中学から高校に進学する時に志望学科が少ない工業高校から減らしているのが実態。更に大学の定員はあまり減っていないことから進学率は上がっている。こうしたことから大学進学率の高い高校に進学させようとする。これが工業高校への進学者数の減につながる。工業高校を増やしても定員割れの学校が増えるだけという結果で終わる。
- 業界の魅力を地道にPRしていくことが大切で、業界と発注者サイドが連携して取り組んでいかなければならない課題と考える。(1:41:11)

VI 荒島副会長あいさつ  
(省略)

## 5 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

### 1 趣旨

総合評価落札方式に係る資料の提出方法及び結果等の公表方法を変更し、入札手続きの更なる効率化・簡素化を図る。また、技術資料等の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、自社の具体的な評価内容を請求のあった業者に対し回答する仕組みを整備する。

### 2 技術資料の添付資料の簡素化・提出方法の変更

技術資料等へのテクリス登録内容確認書の添付は不要とする。

また、技術資料等の提出方法について、入札書提出時に、業務費内訳書等とあわせて電子入札システムでの提出を可能とする。

### 3 総合評価結果の公表方法の変更

「総合評価落札方式 落札者の決定資料」について、広島県調達情報の入札結果で公表する。

### 4 技術資料等の評価内容の説明

総合評価の技術資料等について、自社の評価内容の説明請求があった場合、発注者が回答する。(ただし、県が技術資料等を審査していない場合は回答しない。)

### 5 評価項目等の主な改正点

評価項目等を次頁のとおり改正する。

### 6 施行期日

「3 総合評価結果の公表方法の変更」については、平成27年4月1日以降に落札決定する業務から実施

その他については、平成27年6月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：農林水産局，土木局，企業局)

平成27年度 総合評価落札方式の評価項目一覧 (H27.6~)

評 価 項 目	型 式		
	標準型	簡易型	特別 簡易型
(1) 企業の能力	8	8	6
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)	(4)	(2)
業務実施場所	(2)	(2)	(2)
業務実施及び照査体制	(2)	(2)	(2)
(2) 配置予定管理技術者の能力	16	20	23
管理技術者の保有する資格	(3)	(3)	(4)
継続教育 (CPD) の取組み	(2)	(2)	(3)
過去10年間の同種業務の実績	(4)	(6)	(6)
過去5年間の同種業務分野・部門の業務成績評定点	(4)	(6)	(6)
手持ち業務予定件数	(3)	(3)	(4)
(3) 配置予定担当技術者の能力	6	6	11
担当技術者の保有する資格	(2)	(2)	(4)
継続教育 (CPD) の取組み	(2)	(2)	(3)
手持ち業務予定件数	(2)	(2)	(4)
(4) 実施方針	30	16	
業務理解度	(30)	(16)	
技術評価点	60	50	40
価格評価点	40	40	40
評価値 (技術評価点+価格評価点)	100	90	80

下線部は変更箇所

## 6 入札及び契約の過程に係る苦情等を中立・公正に処理する仕組みの整備

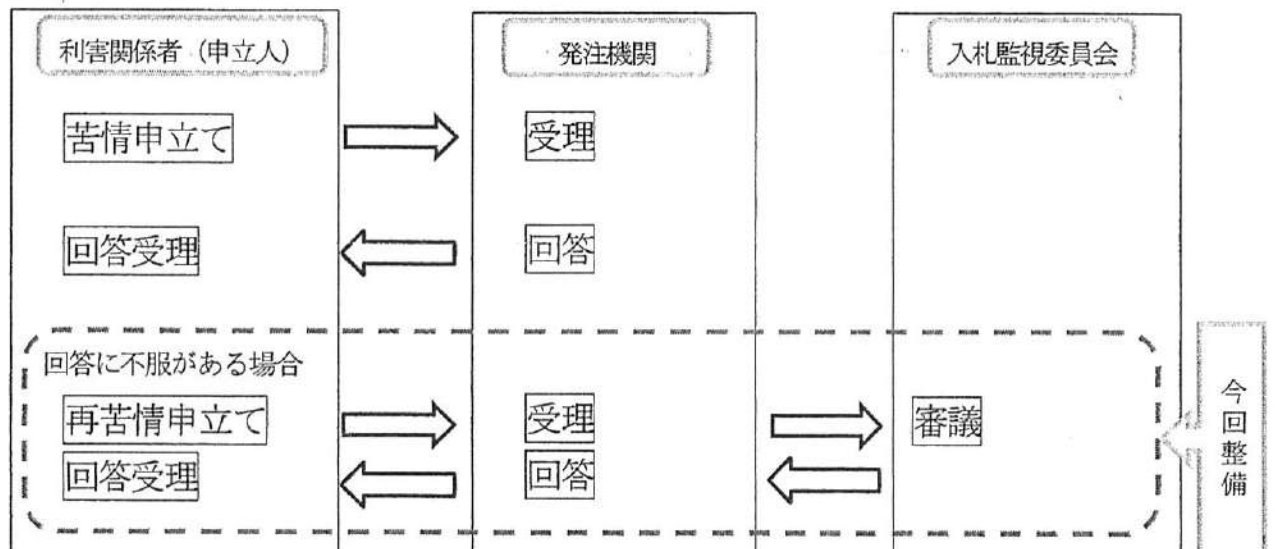
### 1 趣旨

県発注工事等に対する入札及び契約に係る透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程に係る再苦情等を広島県公共工事入札監視委員会（第三者機関）が審議する仕組みを整備する。

### 2 入札及び契約の過程に係る再苦情（再説明）の対象

建設工事（測量・建設コンサルタント等業務を含む。）に係る入札及び契約の過程に関する入札参加資格がないとされた理由などの苦情等の処理を発注機関で行った後に、これらの説明等に不服がある場合に再苦情（再説明）申立てを行ったもの。

### 3 手続フロー



### 4 施行期日

平成27年6月1日以降に指名又は公告する工事及び業務から実施

(対象部局：全部局)

## 7 入札参加資格の有効期間の取扱い

### 1 趣旨

格付け異動等のトラブルを防止し、入札執行の円滑化を図るため、平成25・26年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の有効期間を平成27年5月31日まで延長する。

### 2 内容

- (1) 平成27・28年度入札参加資格の適用開始日を平成27年4月1日から平成27年6月1日に変更し、平成27年4月から5月の期間は、現行の平成25・26年度入札参加資格を適用する。
- (2) 平成27・28年度入札参加資格を申請した者のうち、平成25・26年度入札参加資格を有していない者については、平成27年4月から5月の期間について平成25・26年度入札参加資格の追加認定を行う。

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
平成25・26年度入札参加資格			(1)有効期間延長				
			(2)追加認定				
平成27・28年度入札参加資格					(適用開始)		

### 3 適用期間

平成27年4月1日から平成27年5月31日までに指名又は公告する工事及び業務に適用

広島県告示第755号及び第756号（平成24年9月18日）（抜粋）

#### 6 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成27年3月31日まで有効とする。ただし、平成27年4月1日以降においても平成27年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成27年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

## 測量・建設コンサルタント等業務に係る主観数値について

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査事務処理要領（平成11年4月1日制定）第4に規定する主観数値の算出は、次の算式によって計算した値とする。

主観数値 = 業務成績数値 + 指名除外等数値 + その他数値

### 【業務成績数値の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{業務成績数値} = & (\text{全部の成績評定の平均点} - 60) \times 4 \times \frac{\text{全部の成績評定の件数} \times 1}{\text{上限値 A} \times 2} \\ & + (2 \text{ 千万円以上の業務成績の平均点} - 60) \times 2 \times \frac{2 \text{ 千万円以上の業務成績評定の件数} \times 1}{\text{上限値 B} \times 2} \end{aligned}$$

- ・※1 分母の上限値を超える件数の場合は、当該上限値とする。
- ※2 Aについては土木関係建設以外の場合は4、測量の場合2とする。Bについては2とする。
- ※3 計算過程における小数点第2位以下の端数は切り捨て、算出された業務成績数値は小数点以下を四捨五入する。

(参考) 業務成績数値の計算結果 (カッコ内は平均値)

土木コン：0～122 (54)，測量：0～150 (61)，地質：0～121 (65)，補償：0～68 (42)

### 【指名除外等数値】

※ 「指名除外等月数」とは、指名除外月数、下請制限月数及び契約制限月数の合計値である。

指名除外等月数 × -4 点

### 【その他数値】

- (1) 県内にある本支店・営業所が、ISO9001の認証を取得している場合 5 点
- (2) 広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体として認定を受けている場合 (情報収集活動を行う者に限る。) 5 点
- (3) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体 (マイロード・ラブリバー認定団体) として認定を受けている場合 5 点
- (4) 建設系CPD学習単位数、測量CPD学習単位数又は建築CPD認定時間数について、企業ごとに合計した学習単位数又は認定時間数を次の表に当てはめて配点する。

分野	土木関係コンサルタント分野 地質調査分野	測量分野	建築コンサルタント分野
評価対象	建設系CPD協議会加盟団体が証明するCPD	測量系CPD協議会が証明するCPD	建築CPD運営会議が証明するCPD
配点	10	500 以上	200 以上
	8	300 以上 500 未満	100 以上 200 未満
	6	200 以上 300 未満	50 以上 100 未満
	4	100 以上 200 未満	20 以上 50 未満
	2	1 以上 100 未満	1 以上 20 未満

(参考) 分布

単位数	配点	土木関係
999～	10	20
900～998		0
800～899		2
700～799		2
600～699		1
500～599	8	10
400～499	3	
300～399	7	
200～299	7	
100～199	4	
50～99	2	19
20～49		7
1～19		6

単位数	配点	測量分野	建築関係
999～	10	1	1
900～998			
800～899			
700～799			
600～699		3	4
500～599		2	
400～499			
300～399	2		
200～299		1	
100～199	8	6	5
50～99	6	5	12
20～49	4	10	22
1～19	2	10	12



## 平成 27・28 年度の建設工事入札参加資格の認

### 平成 27・28 年度の測量・建設コンサルタント業者の入札参加資格の認定について

平成 27・28 年度の測量・建設コンサルタント業者の入札参加資格を次のとおり認定した。

#### 1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	延分野数 1,759 者 (1,813 者)	737 者 (769 者)
		延部門数 9,137 者 (9,453 者)	3,876 者 (3,990 者)
	認定者実数	769 者 (773 者)	366 者 (375 者)
	業務分野	6 分野 46 部門 (全分野・全部門)	

※ ( ) 内の数字は、平成 25・26 年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した 46 業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般, 航空測量, 地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般, 意匠, 構造, 電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路, トンネル, 電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査, 土地評価, 物件等	8
その他業務	不動産鑑定, 登記手続, その他	3

#### 2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

##### (1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、別紙の基準により算出

##### (2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	185 点以上	135 点以上	155 点以上	170 点以上 (160 点以上)	200 点以上
B	130 点以上 185 点未満	90 点以上 135 点未満	90 点以上 155 点未満	110 点以上 170 点未満 (160 点未満)	130 点以上 200 点未満
C	130 点未満	90 点未満	90 点未満	110 点未満	130 点未満

※ ( ) 内の数字は、現行の格付数値を示す。

#### 3 有効期間

平成 27 年 6 月 1 日から、平成 29 年度以降の資格認定日まで。

## 総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準

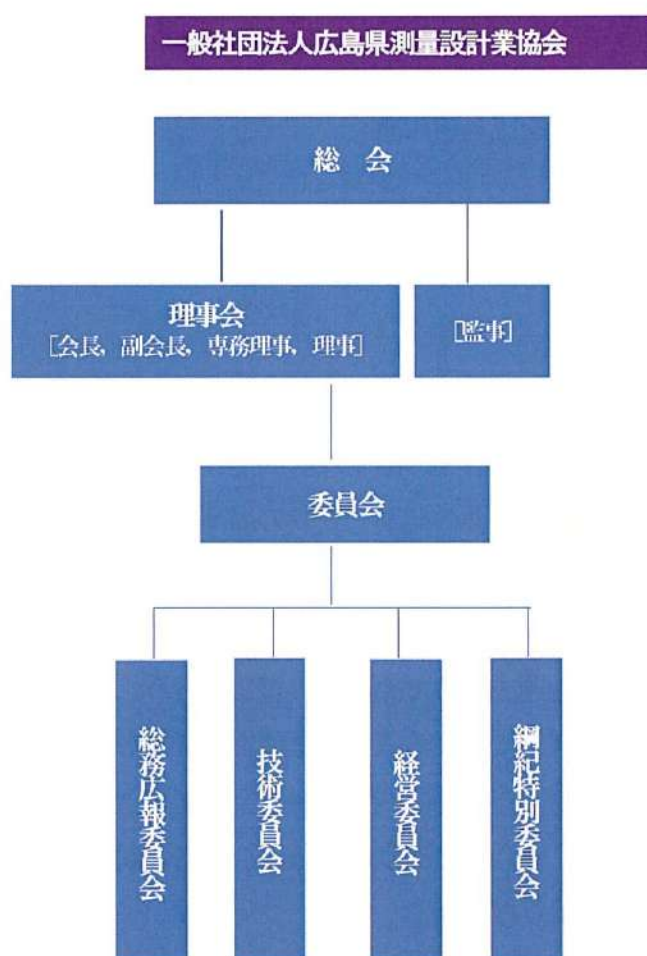
商号又は名称

業務名		〇〇〇〇業務					
業務場所		県道〇〇線					
区分	評価項目	判断基準	配点	自己採点	評価結果		
企業の能力	成果の確実性	過去3年間の同業務分野の業務成績評定3件の平均点	85点以上	2.0			
		業務分野 〇〇業務	65点以上85点未満	1.9~0.1			
			4.0×(平均点-65)/20	0.0			
	迅速性	業務実施場所	業務実施場所が〇〇内	2.0			
		業務分野 土木関係建設コンサルタント業務	業務実施場所が〇〇内	1.0			
			上記以外	0.0			
品質確保体制	実施体制 業務分野 土木関係建設コンサルタント業務	担当技術者及び照査技術者ともに複数配置	2.0				
		担当技術者又は照査技術者が複数配置	1.0				
		上記以外	0.0				
配置予定管理技術者	技術者資格	保有する資格	〇〇資格（〇〇部門）を有する	4.0			
			〇〇資格（〇〇部門）又は〇〇資格（〇〇部門）を有する	2.0			
			上記以外	0.0			
	技術者の継続教育	継続教育（CPD）の取組み	50単位以上	3.0			
			25単位以上50単位未満	2.9~0.1			
			2.0×(取得単位-25)/25	0.0			
	業務執行技術力	過去10年間の同種業務の実績	同種業務	〇〇で実績あり	6.0		
			〇〇〇業務	〇〇で実績あり	3.0		
				上記以外	0.0		
		過去5年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点 業務分野 〇〇業務（〇〇部門）	85点以上	6.0			
	65点以上85点未満		5.9~0.1				
	4.0×(平均点-65)/20		0.0				
専任性	手持ち業務+予定件数	0件~5件	4.0				
		6件~9件	2.0				
		10件以上	0.0				
配置予定担当技術者	技術者資格	保有する資格	〇〇資格（〇〇部門）を有する	4.0			
			〇〇資格（〇〇部門）又は〇〇資格（〇〇部門）を有する	2.0			
			上記以外	0.0			
	技術者の継続的学習状況	継続的学習（CPD）の取組み	50単位以上	3.0			
			25単位以上50単位未満	2.9~0.1			
			2.0×(取得単位-25)/25	0.0			
専任性	手持ち業務+予定件数	0件	4.0				
		1件~4件	2.0				
		5件以上	0.0				
合計			40.0				

同種業務内容：

対象機関：

## 組 織 図



## 一般社団法人 広島県測量設計業協会 定款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県測量設計業協会と称する。

#### (事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目 的)

第3条 この法人は、測量設計技術の向上と経営の安定化に関する調査研究等の活動を行うことにより、広島県内における測量設計業の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の促進に貢献し、地域社会の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業の技術及び経営に関する総合的な調査研究及び指導
- (2) 測量設計業に関する技術、経営等に関する研修会、講習会の開催
- (3) 測量設計に関する制度、経営等に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (4) 測量設計業に関する普及及び啓発
- (5) 測量設計業の発展を図るため、関係行政機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）への要望、連絡等並びに関係機関等との意見交換及び提携等
- (6) 災害等緊急時における技術援助の実施
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 測量法(昭和24年法律第188号)に基づく登録業者のうち、測量設計業を営み、広島県内に本店、支店、営業所を置く者で、この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

#### (会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会で定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払わなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会開催の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総ての正会員が同意したとき。

(3) 会員が死亡し、若しくは測量法に基づく登録を取り消され又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、総ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 入会金及び会費の額

(4) 常勤の理事及び会員以外の監事の報酬等の額

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総ての正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として決議に加わることが出来ない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総ての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議

決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなすものとする。

2 前項の代理権等の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上11名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。



#### (役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (責任免除)

第28条 この法人は役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (顧問及び相談役)

第29条 この法人に任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、相談役はこの法人に功労があった者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、または会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給するとともに、その職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。
- 5 相談役は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

### (権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

### (招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副会長がこれに当たる。

### (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とす

る。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款及び会員名簿は、主たる事務所に備え置くものとする。

5 貸借対照表は、総会終了後、遅滞なく公告しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 委員会

### (委員会)

第43条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局

### (事務局の設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、専務理事をもって充てることとし、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補 則

### (委 任)

第45条 この定款に定めるものの他、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は荒谷壽一とし、専務理事は坂井克二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 役員名簿

H27.4

役職名	氏名	会社名等	備考
顧問	平口 洋	衆議院議員	
顧問	山木 靖雄	広島県議会議員	
顧問	狭戸尾 浩	広島県議会議員	
会長・理事	荒谷 壽一	(株)荒谷建設コンサルタント	
副会長・理事	河野 吉次郎	復建調査設計(株)	技術・経営委員会担当
副会長・理事	法堂 一成	ダイホーコンサルタント(株)	総務広報・経営委員会担当
専務理事	坂井 克二	事務局 長	
理事	土肥 真也	(株)セトウチ	経営委員会副委員長
理事	高杉 鶴雄	(株)知久設計	総務広報委員会委員長
理事	寺田 博行	中国開発調査(株)	技術委員会副委員長
理事	中川 道弘	中電技術コンサルタント(株)	経営委員会副委員長
理事	森脇 克彦	フクヨシエンジニアリング(株)	経営委員会委員長
理事	伊藤 利夫	明伸建設コンサルタント(株)	総務広報委員会副委員長
理事	佐々木 仁志	(株)陸地コンサルタント	技術委員会委員長
監事	三宅 啓文	ケイ・エム調査設計(株)	総務特別委員会委員長
監事	関 一晴	関一晴税理士事務所	総務特別委員会副委員長

(一社) 広島県測量設計業協会 委員会構成

一般社団法人 広島県測量設計業協会		会長 荒谷 壽一 (荒谷建設コンサルタント)		平成28年1月現在	
委員会	担当	担当副会長	◎委員長	○副委員長	担当委員
総務 広報	協会の組織・運営・福利厚生に関すること 表彰・親睦・研修に関すること 宣伝・広報活動に関すること 測量・設計業に関する情報・資料収集に関すること 他の委員会に属しない事項	法堂 一成 (ダイホーC)	◎高杉 鶴雄 (知久設計) ○伊藤 利夫 (明伸建設C) 愛須 章友 (日航C) 藤井 利彦 (第一総合E) 下花 真二 (ヒロコン)	◎委員長	岡田 宏 (エイチテック) 川上 浩 (エイト日本技術開発) 大瀧 岩雄 (新東C) 友則 雅裕 (広測C) 木原 龍明 (ランドC)
技術	1 測量・設計の適正準備・歩掛・諸経費率・材料・機械器具に関すること 2 技術の改善・作業の省力化等に関すること 3 各種研究会・講習会の実施に関すること	河野 吉次郎 (復建調査)	◎佐々木仁志 (陸地C) ○寺田 博行 (中国開発) 入江 久夫 (安芸建設C) 立岩 英治 (広建C) 平賀 勝秀 (ウムヴェルト) 久保 正裕 (総合技研)	○副委員長	山下 昭次 (創和技研) 森川 和夫 (中国施設) 峯岡 静彦 (ミネオカ測量) 高橋 茂樹 (ニュー技術) 渡邊 豊 (ルーチェサーチ)
経営	1 測量法関係・法令・制度に関すること 2 入札・請負・契約・約款に関すること 3 発注官公庁の連絡提携・陳情・請願・建議に関すること 4 災害発生時における実態の把握に関すること	河野 吉次郎 (復建調査) 法堂 一成 (ダイホーC)	◎森脇 克彦 (フクヨシE) ○土肥 真也 (セトウチ) ○中川 道弘 (中電技術C) 泉田 義博 (イズタC) 飯川 松義 (アース開発C) 飯田 昇 (瀬戸内開発C)	○副委員長	田丸 隆教 (タマルC) 山田 雅昭 (中国工務) 前田 良刀 (ドニュー大地) 日野原浄弘 (日野原富士C) 青木 成夫 (LAT 環境)
網紀 特別	1 会員の退会・除名に関すること 2 役員解任に関すること 3 会員相互の紛争・苦情等に関すること	—	◎三宅 啓文 (ケイ・エム調査) ○関 一晴 (関一晴税理士事務所)	◎委員長	荒谷 壽一 (荒谷建設C) 河野吉次郎 (復建調査) 法堂 一成 (ダイホーC)

## (一社) 広島県測量設計業協会

顧問 平口 洋 会長 荒谷 壽一  
山木 靖 副会長 河野 吉次郎  
狭戸尾 浩 副会長 法堂 一成

(50音順)

会社名	代表者	郵便番号	所在地	電話	F A X	登録番号
(株)アース開発コンサルタント	飯川 松 義	737-0161	呉市郷原町7140番地の1	0823-70-3555	0823-70-3556	9675
(株)安芸建設コンサルタント	入江 久 夫	736-0082	広島市安芸区船越南四丁目3番25号	082-823-8000	082-823-7171	6679
(株)荒谷建設コンサルタント	荒谷 壽 一	730-0833	広島市中区江波本町4番22号	082-292-5481	082-294-3575	534
(株)イズタコンサルタント	泉田 義 博	723-0051	三原市宮浦三丁目34番10号	0848-64-4190	0848-64-4148	16238
ウムヴェルト(株)	平賀 勝 秀	737-0004	呉市阿賀南五丁目7番13号	0823-76-5855	0823-76-5856	28296
(株)エイチテック	岡田 宏	720-0822	福山市川口町一丁目16番35号	084-953-2721	084-954-4862	2671
(株)エイト日本技術開発広島支店	川上 浩	732-0055	広島市東区東蟹屋町15番3号	082-263-7771	082-263-7769	263
ケイ・エム調査設計(株)	三宅 啓 文	733-0003	広島市西区三郷町三丁目24番19号	082-238-2371	082-238-6700	5123
(株)新東コンサルタント	大淵 岩 雄	733-0002	広島市西区楠木町三丁目15番11号	082-237-4691	082-238-3973	1225
(株)セトウチ	土肥 真 也	725-0004	竹原市東野町158番地の3	0846-29-1720	0846-29-1721	7950
(株)瀬戸内開発コンサルタント	飯田 昇	733-0007	広島市西区大宮二丁目2番2号	082-237-0988	082-237-0994	4185
総合技研(株)	久保 正 裕	737-0842	呉市吉浦東12番17号	0823-31-0245	0823-31-0157	15755
(株)創和技研	山下 昭 次	733-0821	広島市西区庚午北四丁目6番25号301	082-275-5366	082-275-5367	12179
(株)タマルコンサルタント	田丸 隆 教	728-0016	三次市四拾貫町338-1	0824-63-3611	0824-62-1021	18143
ダイホーコンサルタント(株)	法堂 一 成	721-0961	福山市明神町一丁目5番38号	084-931-5211	084-931-1411	2649
(株)第一総合エンジニア	藤井 利 彦	731-0102	広島市安佐南区川内二丁目3番53-7号	082-879-0701	082-879-0734	1782
(株)知久設計	高杉 鶴 雄	721-0903	福山市坪生町225番地1	084-947-5412	084-948-4226	8367
中国開発調査(株)	寺田 博 行	733-0822	広島市西区庚午中二丁目13番24号	082-274-1211	082-274-0022	773
中国工務(株)	山田 雅 昭	731-0101	広島市安佐南区八木八丁目21番28号	082-873-2069	082-873-2079	1523
中国施設設計(株)	安田 秀 樹	732-0056	広島市東区上大須賀町1番1号	082-261-4379	082-261-1630	145
中電技術コンサルタント(株)	末國 光 彦	734-8510	広島市南区出汐二丁目3番30号	082-255-5501	082-255-5601	1390
(株)ドユー大地	前田 良 刀	733-0037	広島市西区西観音町17番17号 ADビル	082-532-5120	082-532-5125	139
(株)ニュー技術	高橋 茂 樹	731-5155	広島市佐伯区城山一丁目1番3号	082-927-3500	082-927-3501	17479
(株)日航コンサルタント	愛須 章 友	739-0025	東広島市西条中央一丁目17番9号	082-423-5773	082-423-5985	372
(株)ヒロコン	下花 真 二	734-0011	広島市南区宇品海岸三丁目13番28号	082-250-8515	082-250-8516	476
(株)日野原富士コンサルタント	日野原 淨 弘	731-0153	広島市安佐南区安東一丁目6番9号	082-878-0908	082-872-3729	15871
広建コンサルタント(株)	元 廣 和 弘	720-0822	福山市川口町一丁目7番3号	084-954-2411	084-954-1434	9608
(株)広測コンサルタント	友 則 雅 裕	739-0042	東広島市西条町西条東809番地の1	082-422-2556	082-423-8291	477
フクヨシエンジニアリング(株)	森 脇 克 彦	733-0025	広島市西区小河内町二丁目1番9号	082-942-1241	082-296-8071	32303
復建調査設計(株)	小田 秀 樹	732-0052	広島市東区光町二丁目10番11号	082-506-1811	082-506-1890	115
ミネオカ測量設計(株)	峯 岡 静 彦	722-0051	尾道市東尾道10番地20	0848-20-2711	0848-20-2714	7203
明伸建設コンサルタント(株)	伊 藤 利 夫	733-0033	広島市西区観音本町一丁目6番1号	082-291-3141	082-295-1065	4866
(株)LAT環境クリエイト	青木 成 夫	733-0821	広島市西区庚午北二丁目1番4号	082-273-2605	082-271-2230	32491
(株)ランドコンサルタント	木原 龍 明	739-0025	東広島市西条中央五丁目23番12号	082-422-6687	082-423-2970	18686
(株)陸地コンサルタント	佐々木 仁 志	739-0005	東広島市西条大坪町8番27号	082-423-2627	082-422-6303	876
ルーチェサーチ(株)	渡 邊 豊	731-0152	広島市安佐南区毘沙門台四丁目16番21号	082-209-0230	082-879-2128	34520

平成 27 年 12 月



(一社) 広島県測量設計業協会 賛助会員名簿

等簿名員会

会 社 名	代 表 者	所 在 地	電 話 F A X
アイサンテックノロジィ(株)	柳 澤 哲 二	460-0003 名古屋市中区錦 3-7-14 ATビル	052-950-7500 052-950-7507
(株)アライズソリューション	荒 谷 悦 嗣	730-0833 広島市中区江波本町 4 番 22 号	082-293-1231 292-0752
(株)イズコム	福 田 康 伴	693-0011 出雲市大津町 1778-1	0853-23-2633 0853-23-2640
(株)エフ・ケー・シー	彌 政 富 美 雄	732-0052 広島市東区光町 2-11-31	082-568-5633 568-5638
(株)山陽測器	桐 木 博 之	733-0821 広島市西区庚午北 1-20-9	082-272-1567 273-6662
(株)ジッタ中国	實 田 泰 之	730-0043 広島市中区富士見町 16-2	082-244-2331 244-3311
(株)中建日報社	絹 井 正 博	730-0805 広島市中区十日市町 2-1-8 中建ビル	082-297-7111 297-7112
(株)トリンプルパートナーズ中国	窪 田 義 則	〒735-0004 安芸郡府中町山田 2-4-1 サンシルクⅡ	082-236-3820 236-3821
(株)日刊建設工業新聞社	高 田 智	730-0016 広島市中区幟町 3-56	082-221-7236 223-1165
富士ゼロックス広島(株)	弓削 恭 弘	732-0827 広島市南区稲荷町 2-16	082-568-6300 568-6688
ランデス(株)中国西支店	中 村 稔	731-0102 広島市安佐南区川内 5-16-12	082-830-5571 830-5575

## 事務局だより

平成27年は例年と比較し大変あわただしさを感じた1年であったと感じています。研修部門については土砂法関連調査業務に関する講習会の開催やCIM及びエスパー探査関係の講習会を新規事業として実施しました。併せて業界の将来の維持発展を担う若手人材の確保に向けた取り組みを開始するなど我々業界を取り巻く環境変化を踏まえた新たな対応が求められた節目の年であったように思われます。

平成28年も会員企業から頂く種々の意見やニーズをしっかりと受け止め、一步づつでも進化出来るよう頑張りますので御指導御鞭撻宜しく申し上げます。

(事務局長)

## 【編集後記】

新年あけましておめでとうございます。

昨年は広島市における大規模災害が発生し、大変な年でありました。

1年が経つのが早いもので、もう発刊の時期がやって来ました。

年輪として皆様にお届け出来るようになり本年で4回目を数えることとなりました。発刊当時より内容も充実したものになり、皆様の投稿によりページ数も多くなりました。これからも頑張っまいますので、今後ともよろしくお願ひ致します。

また、協会員・賛助会員の皆様の投稿を心よりお待ちしております。

最後に、広報誌作成にあたり、本号の原稿を執筆していただいた皆様に、心より感謝、御礼申し上げます。

